文化財愛護
シンボルマーク

芝　原　遺　跡

昭和61年 3 月

松江市教育委員会

凡　　例

1. 本書は、松江市教育委員会が昭和60年度において実施した芝原遺跡発掘調査の報告書である。
2. 発掘調査の経費については、これが団体営福田地区ほ場整備事業の実施中半に当該遺跡が発見されたことに端を発し、事業も大幅に遅延する中での緊急調査であることから昭和50年に文化庁と農林省の間で省の間で締結された農業基盤整備事業にかかる埋蔵文化財の取り扱いについての覚書中、第5項を適用することとし、農林側負担4,500千円（総事業費の75％）、文化財保護側1,500千円（総事業費の25％）の負担割合とし、総事業費6,000千円により実施した。農林側の4,500千円については、松江市土地改良区からの受託事業とし、昭和60年11月1日に発掘調査委託契約を締結した。文化財保護側の1,500千円については文化庁所管の補助事業とし、国庫補助金750千円（総事業費の50％）、島根県補助金375千円（総事業費の25％）、松江市負担金375千円（総事業費の25％）の負担割合とし、昭和60年10月28日付、松教社第632号をもって国庫補助金の交付申請書を提出し、昭和61年3月10日付、委保第71号をもって交付決定を受けたものである。
3. 発掘調査は、昭和60年12月2日から着手し、昭和61年3月27日に終了した。
4. 調査の実施にあたっては、福原町のほ場整備委員長　福田　敬、工事委員長　松田正紀、換地委員長　福田　嘉秀の3氏の他、多数の地元の方々の絶大なる協力を得た。ここに記して感謝の意を表する次第である。
5. 遺構及び出土遺物の検討に際しては、山中敏史（奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター主任研究官）、山本清（島根大学名誉教授）、渡辺貞幸（島根大学助教授）及び島根県教育委員会文化課主事西尾克己、松本岩雄、柳浦俊一の各氏の指導を得た。
6. 発掘調査の組織は次のとおりである。

委　託　者	松江市土地改良区理事長　佐川喜慶
受　託　者	松江市　代表者　松江市長　中村芳二郎
主　体　者	松江市教育委員会教育長　内田　榮
調査担当者	社会教育課文化係主事　中尾秀信、吾郷雄二　嘱託　錦織慶樹
事　務　局	社会教育課長　野津　久夫
	同課文化係長　岡崎雄二郎

7. 図面の浄書、遺物の整理については、井上寛光、萩雅人、今岡一三がこれを補佐した。

目　　次

Ⅰ　調査に至るいきさつ …… 1

Ⅱ　周辺の歴史的環境 …… 2

Ⅲ　風土記所載の島根郡家の所在地をめぐって …… 3

Ⅳ　調査の概要 …… 7

　1.　遺構について …… 7

　2.　遺物について …… 22

Ⅴ　小　　結 …… 27

第１図　芝原遺跡の位置

I　調査に至るいきさつ

本遺跡の所在する水田地一帯については、昭和58年度から同61年度までの最低4か年の予定で団体営ほ場整備事業が実施中であった。周知の遺跡については、谷間周辺の丘陵において小規模の古墳がわずかに点在するのみで水田地では確認されていなかった。ところが、奈良時代に勘造された『出雲国風土記』（以下「風土記」という。）によれば持田から本庄地区に至るいずれかの地に「島根郡家」が所在していたことが知られ、その所在地をめぐるこれまでの研究史の中で、2人の研究者がこの福原町の谷間水田の一画に郡家跡を推定されている。

このことに鑑み、松江市教育委員会では、ほ場整備事業との調整を図る上から、事業区域内において遺跡の有無を確認するための分布調査（試掘調査）を昭和59年度から実施してきた。[注1]一方、遺跡周辺のほ場整備工事は昭和59年11月から開始された。ところが工事開始直後の12月2日に水田の耕作土のみ除去した段階で耕作土下の地山と思われる黄褐色粘性土上から円形の堀立柱と思われるピットが直線上に計6穴発見され、何らかの建物跡のあることが明らかとなった。そこで、さらに周辺一帯を精査したところ、周辺部にも20箇の柱穴のあることが判明した。土地の字名から「芝原（しばはら）遺跡」となづけた。

このことについて、農林事務所、土地改良区、県文化課と協議を重ねた結果、59年度の発掘調査は、芝原遺跡を除いた南部と東部の低地水田一帯について試掘して、可能な限りほ場整備事業が変更して実施出来るようにすることで合意し、芝原遺跡の所在する西部高台の水田地一帯については60年度において分布調査を実施し、遺跡の範囲と性格を究明することになった。

60年度の分布調査は、総事業費2,000千円により昭和60年4月から同年6月にかけて芝原遺跡以南の台地上を調査した。その結果、最南端の水田地を除く台地全域から柱穴等の遺構が確認されたので、再び農林事務所等との協議会を開催し、芝原遺跡以南のすでに耕作土が除去された台地一帯の水田については早期に結論を出す上から60年度において農林側と文化側双方の負担において発掘調査を実施することになった。又、芝原遺跡以北の事業予定地についても広範囲に分布調査を実施し遺構の有無を確認することになった。

このようにして、芝原遺跡の発掘調査が実施出来る運びとなったわけである。調査対象面積は6,740㎡である。

Ⅱ　周辺の歴史的環境

芝原遺跡の所在する福原町の谷間では従来顕著な遺跡は知られていなかった。西側の丘陵上には**23**の円墳や**24**の横穴群があるが単独で立地するものである。さらに西方の坂本町地内には、長さ50ｍの前方後方墳である**27**薄井原古墳を盟主墳とした古墳群があり大規模な集落遺跡である**29**坂本中遺跡がある。

一方、東方に目を転ずれば上本庄町には**5**から**10**までの古墳群が分布し、**5**、**6**のように前方後方墳があったり、横穴式石室と思われる石材が露出しており、肥沃な本庄平野を経済基盤とする地域勢力の発展がうかがわれる。[注2]

このように見てくると芝原遺跡の谷間では古墳時代まではさほど墳墓の群集はなかったようである。

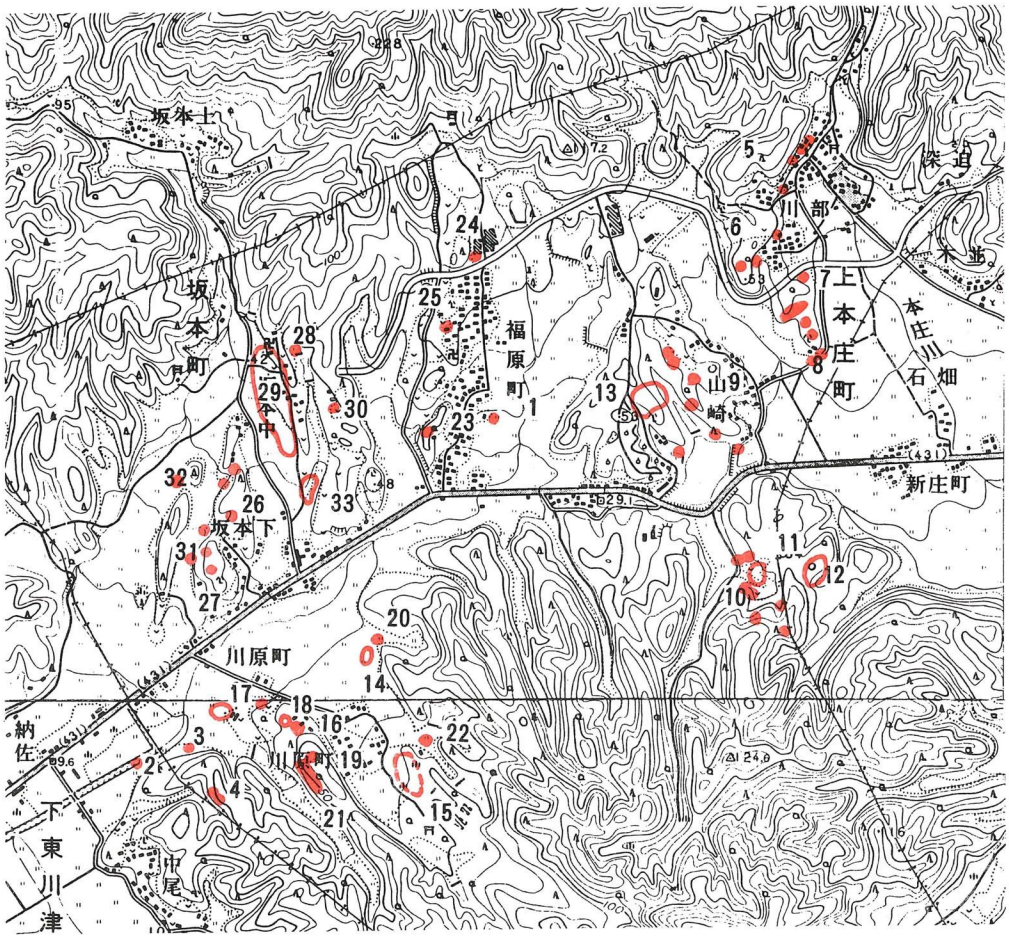

第２図　周辺の遺跡分布図

第１表　周辺の遺跡一覧

番号	名　　称	所　在　地	内　　容	備　　考
1	芝　原　遺　跡	福原町芝原		
2		川原町	方墳	
3		〃	前方後円墳	
4		〃	方墳２	
5	金比羅古墳群	上本庄町鎌ヤガ屋根	前方後方墳１、方墳２、石室１	
6	小馬枝古墳群	〃　小馬枝	前方後方墳１、石室１	
7	中西古墳群	〃　中西	方墳２、石室５	
8	荒神古墳群	〃　〃	墳形不明２基	
9	平田古墳群	〃　平田	円墳２、方墳６	
10	荒船古墳群	〃　荒船	円墳２、方墳５	
11	荒　船　遺　跡	〃　〃	遺物散布地	縄文式土器
12		新庄町坂山	〃	須恵器片
13	玉　野　寺　跡	上本庄町	寺跡	
14		川原町	遺物散布地	須恵器
15		〃	〃	須恵器・土師器
16		〃	〃	〃
17		〃	〃	〃
18		〃	〃	〃
19	荒　神　古　墳	〃	円墳、石棺式石室	
20		〃	方墳２	
21	後谷古墳群	〃	方墳９	
22		〃	窯跡	
23	内田功之助宅上古墳	福原町	円墳、横穴式石室	
24	上の堂横穴群	〃	４穴	
25	長　水　寺　跡	〃	礎石	
26	小林古墳群	坂本町小林	方墳３	１号12×12×2.5 ２号11×11.5×２ ３号7.5×7.5×２
27	薄井原古墳群	〃　薄井原	前方後方墳１、方墳２	方墳１辺８ｍ
28	坂　本　館　跡	〃　唐人原	土塁	
29	坂本中遺跡	〃	遺物散布地	須恵器・土師器片
30		〃	方墳	
31	香々廻古墳群	〃	方墳３	１号８×８×１ ２号12×10×0.5 ３号11×9.2×２
32	中久跡古墳	〃	前方後方墳	
33		〃	遺物散布地	須恵器

Ⅲ　風土記所載の島根郡家の所在地をめぐって

芝原遺跡一帯の水田地については、奈良時代に編さんされた「出雲国風土記」に所載されている島根郡家の跡があるのではないかということが、風土記研究をとおしてかねてから説として挙げられていた。

そこで、今一度先学諸賢の説を記しておく。

後藤蔵四郎説　「これは女嵩山の正北二百卅歩、毛志山の正南一里といふ古の里程によりて推せば、今の持田村の**福原の長慶寺の辺**であろう」とした。[注3]

野津左馬之助説　郡家の正北一里にある「毛志山」を後世の澄水山とし、郡家の正南二百卅歩にある「女岳山」を川原山に比定し、その二点から逆算して持田村大字**福原集落**の殆んど中央部を東西に通ずる通称横道に添ひたる屋敷「シヤシキ」は実に郡家の跡なりと断定した。[注4]

朝山晧説　五町を一里として換算した上で、朝酌渡、千酌驛、女嵩山、毛志山、虱野、大倉山、佐太橋などからの路程を検討し、持田と東川津の堺にある**納佐**を郡家跡と推定された。さらにこの納佐にはコショベという屋号をもつ家があり島根郡の大領社部臣と縁故があろうと考え、古墳群のある太田の集落も近いことから妥当な地であるとした。[注5]

加藤義成説　郡家は各地への路程から推定すると今の松江市東川津と持田との境、**納佐の東辺**にあったと考えられるとし、余戸の里の項でも「…郡家は諸郷への方里からして元の山口郷中にあったと考えられ…」といっている。山口郷については、風土記に「郡家の正南四里二百九十八歩なり。」とあり今の松江市川津町に持田の東南部、朝酌の西端を加えた地域である。郷名はもと嵩山の山口にある郷という意と考えられ、郷庁は上東川津にあったと思われると述べている。[注6]

内田律夫説　風土記に「（島根）郡家の正東一十里二百六十歩なり。…」とある手染郷（たしみのさと）の郷庁を特に考古学的資料をもとに現在の長海町の長見神社付近と考えそこから郡家までの路程を検討し島根郡家の位置を**坂本町坂本下あたり**とした。[注7]

この坂本下地区には、島根半島において最大規模の前方後方墳である薄井原古墳があるが、その被葬者は風土記にみえる郡司主帳無位出雲臣と密接な関連があると思われ島根郡家もさほど遠くないところにあったものと推定した。

山本清説　郡家と朝酌渡、郡家から千酌、郡家から佐太橋までのそれぞれの路程を考察し**納佐のあたり**とした場合、大体風土記の道のりに合うことから納佐説が有力であるとす

第３図　島根郡家推定地と関連地

１芝原遺跡　２千酌驛家湊（服部説）　３手染郷庁（内田説）
４墓野山（服部説）　５大倉山（服部説）　６毛志山（服部説他）
７薄手井古墳　８納佐地区　９女岳山　10布目枳美高山
11女岳山（和久羅山）　12朝酌渡

るが、福原説も「女岳山」の路程問題があり、なおよく検討することが必要であると考えた。[注8]

服部旦説　島根郡家の位置を知る手がかりとして風土記巻末の「道度」の条に記載されている　1. 南方朝酌の渡しから郡家までのルート、2. 郡家から西方の郡境の佐太橋までのルート、3. 郡家から北方千酌の駅家の港までの路線、以上の3か所の間の通道を復元し各々の場所から逆にしぼっていくという方法論に立ち、まず「千酌の郡家の港」からのルートを復元され、さらに「毛志山」、「女嵩山」の比定から福原町の大門、小門の屋号のある家近くの十字路付近の台地が有力であるとされた。[注9]

Ⅳ 調査の概要

1. 遺構について

今回の調査地は、東西に延びる急峻な島根半島の山脈から南へ派生する低い帯状の丘陵で東西両側を囲まれた谷間水田の内、西南寄りの台地上の先端部であるが東側は福原川によって区画され川の東側水田は調査地の水田に比べて約1.5ｍ低くなっておりそれが北部では高低差がだんだんと縮まっていく傾向にある。

台地上の水田は東西約115ｍの幅で南端部は三角形状に突き出ている。この一段低い東側の水田地については昭和59年度において試掘調査した結果、耕作土の下は水田面下約0.8ｍの深さで砂層又は砂礫層となっており遺構のあったような形跡は全く認められなかった。

したがって、集落跡の所在していた可能性の高い地域はやはりこの台地上の水田地帯ということになる。調査地の北部水田からは以前、須恵器、土師器片はもち論のこと打製石斧やスクレーパー状の石器や弥生土器も採集されていたことから古く縄文時代から人々が居住していたことは想像に難くない。今回の調査でも黒曜石の石鏃の末製品や弥生後期の土器片が出土していることもそれを裏づけている。

調査は、台地水田のほ場整備計画の区画線に平行して一辺10ｍのメッシュを組み、西から東方向へＡ、Ｂ、Ｃ……、北から南方向へ１、２、３……と区分した。南北方向の方位は、Ｎ４°20′Ｅである。

検出した遺構は、堀立柱建物９棟（ＳＢ０１～ＳＢ０９）、柵列２条（ＳＡ０１、ＳＡ０２）溝６条（ＳＤ０１～ＳＤ０６）、土壙３基（ＳＫ０１～ＳＫ０３）の他堀立柱約270本である。

この内、建物跡は主として台地の東半部に集中し、西半部には明確な建物跡は認められなかった。さらに、これらの建物は大まかに２箇所に分かれて集中していることが分かった。つまりＳＤ０１（南北大溝）のすぐ西側に計５棟の建物が隣接しているが、この一群の建物群を東群とし、この東群の建物群から一定の間隔をおいて台地中央部に所在する４棟の建物を西群と呼称する。

東群の建物は、全て通常の堀立柱の建物であり、柵列２条を伴なう。

それに対して西群の建物は殆んど総柱の建物であって倉のような性格をもつものと思われる。もう少し細かく見るとＳＢ０６は内側に側柱の堀り形に比べ直径が約50cmと小

さいピットをもつもので、これは床束の柱であったような感じを受ける。

又、ＳＢ０７は東側に廂をもつものである。さらにＳＢ０７は柱痕が20cm前後の角柱であったことが確認されており奈良期に通有な隅丸方形の堀り方に円柱というスタイルとは全く逆である。こうした技法は奈良期（８世紀前半）よりやや古いか又は、やや新しい段階のように思える。

次に建物の規模は柱間２間×３間のものから最大で４間×７間のものまであり、ばらつきが認められるがこれは時期の異なるものがあることによるものではないだろうか。

ＳＤ０１は、屈曲するも総延長 160 m以上あり、断面が台形を呈することから排水機能より建物を区画する機能の方が強いと考えられるものである。

ＳＫ０１～ＳＫ０３は、ＳＢ０６の東部にあり、ＳＫ０２からは中世の土師質土器が出土しており、建物周辺の耕作土下からも中近世の陶磁器類が出土している。

東群の建物　ＳＢ０１、０２、０３、０８、０９の計５棟の堀立柱建物と３条の柵ＳＡ０１、０２、から成る。ＳＢ０１、ＳＡ０３の東には南北大溝ＳＤ０１が走る。

ＳＢ０１　桁行４間（7.2 m）、梁行３間（4.2 m）の東西棟堀立柱建物である。柱間寸法は桁行西から６尺（1.8 m）＋6.3尺（1.9 m）＋5.16尺（1.95 m）、梁行は西側柱の北から5.3尺（1.6 m）＋3.8尺（1.15 m）＋4.83尺（1.45 m）である。これに対して東側柱は北から4.6尺（1.4 cm）の等間である。

西側柱から１間目と３間目の梁間中央にそれぞれ棟持柱になると思われる堀り方を設ける。

柱堀り方は円形で、上端径 35 ～ 60 cm、下端径 32 ～ 43 cm、深さ 17 ～ 55 cmを計る。

ＳＢ０２　ＳＢ０１の西側１m隔て南の柱通りを揃えてつくられた桁行５間（8.2 m）梁行３間（5.1 m）の南北棟建物である。柱間寸法は桁行７尺（2.1 m）等間、梁行７尺（2.1 m）である。柱堀り方は円形で上端径 47 ～ 82 cm、下端径 18 ～ 61 cm、深さ 15 ～ 36 cmを計る。

ＳＢ０３　ＳＢ０２の南側約 3.5 mを隔ててあり、やや東に傾いた東西棟の細長い建物である。桁行７間（13.8 m）、梁行４間（3.75 m）ある。柱間寸法は桁行５尺（平均1.5 m）、梁行３尺（平均0.9 m）である。柱堀り方は円形で上端径 47 ～ 82 cm、下端径 34 ～ 62 cm、深さ 38 ～ 65 cmを計る。建物内部には、棟持柱を設けたと思われる堀り方が東西に５突並んでいる。

ＳＢ０８　ＳＢ０１から北へ3.6 m離れて、ＳＢ０１の西側の柱通りをほぼ揃えてつくられたもの。柱穴が３個未確認であるが桁行４間（5.2 m）梁行３間（3.6 m）の南

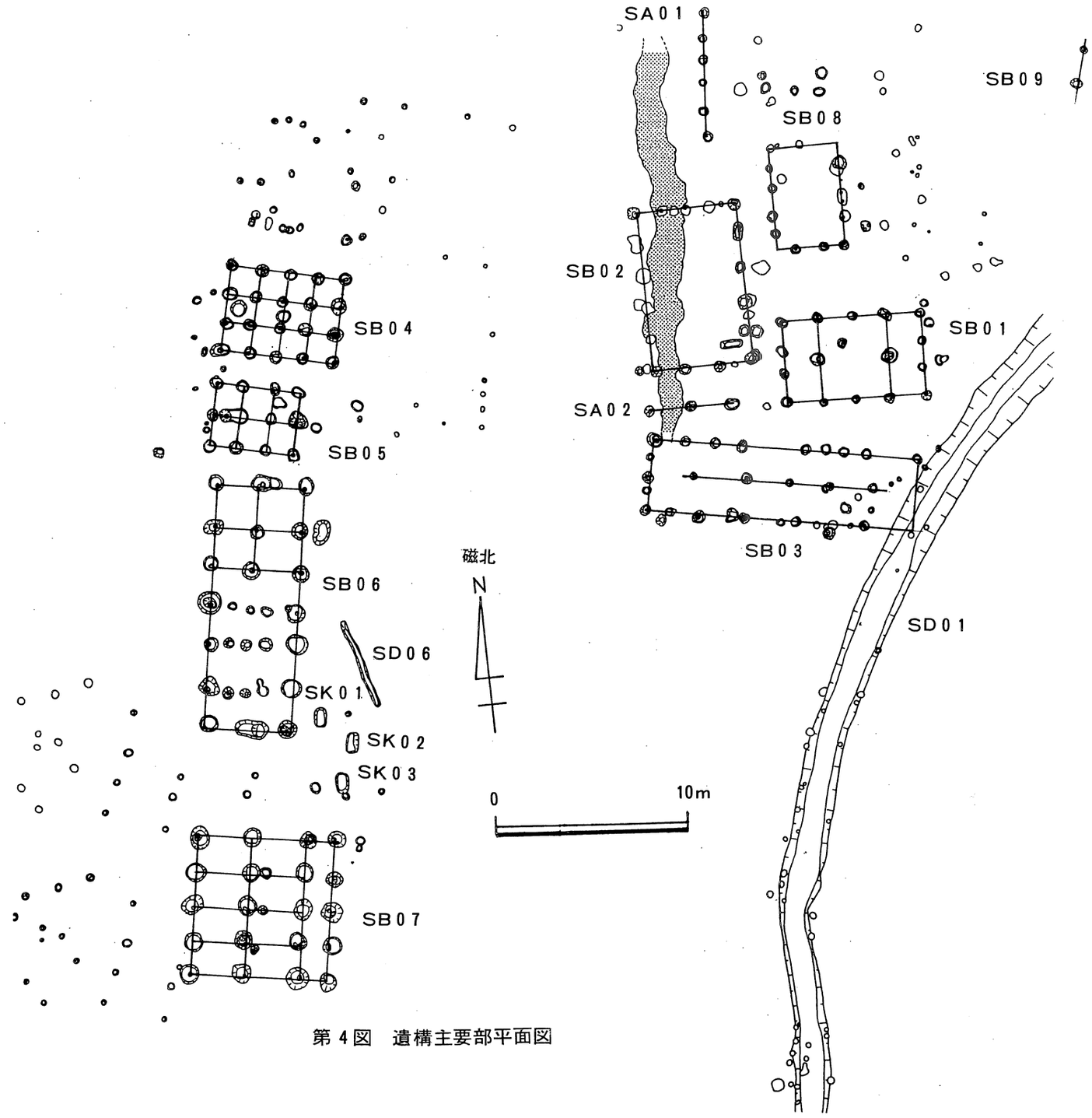

第４図　遺構主要部平面図

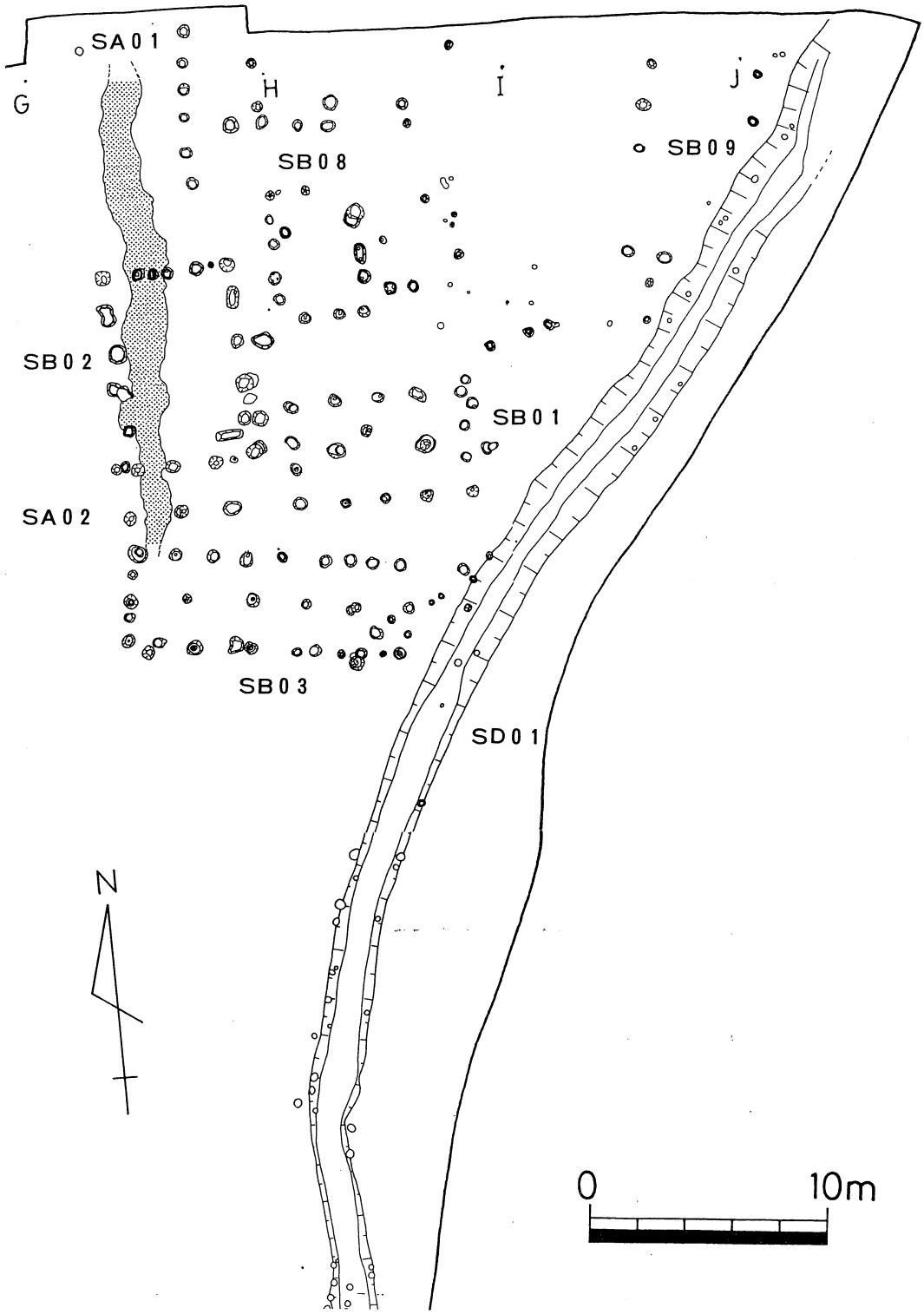

第5図　遺構配置図　(1) 東群と南北大溝

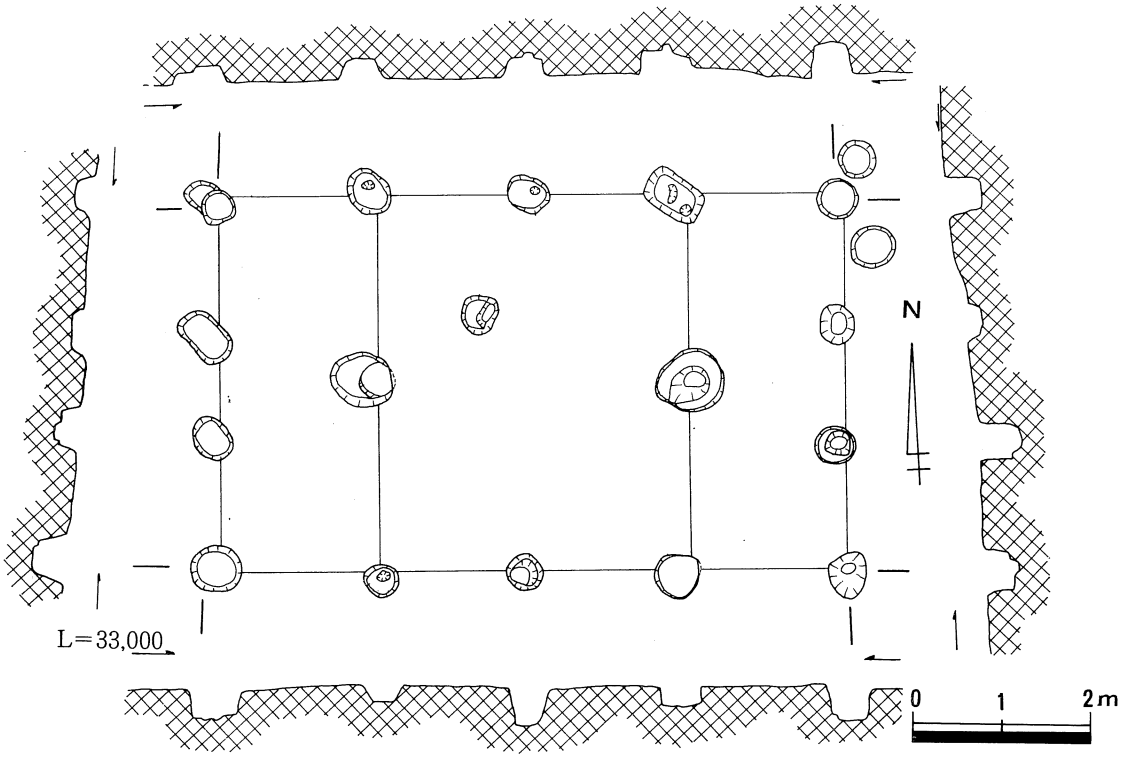

第6図　ＳＢ０１　平面図

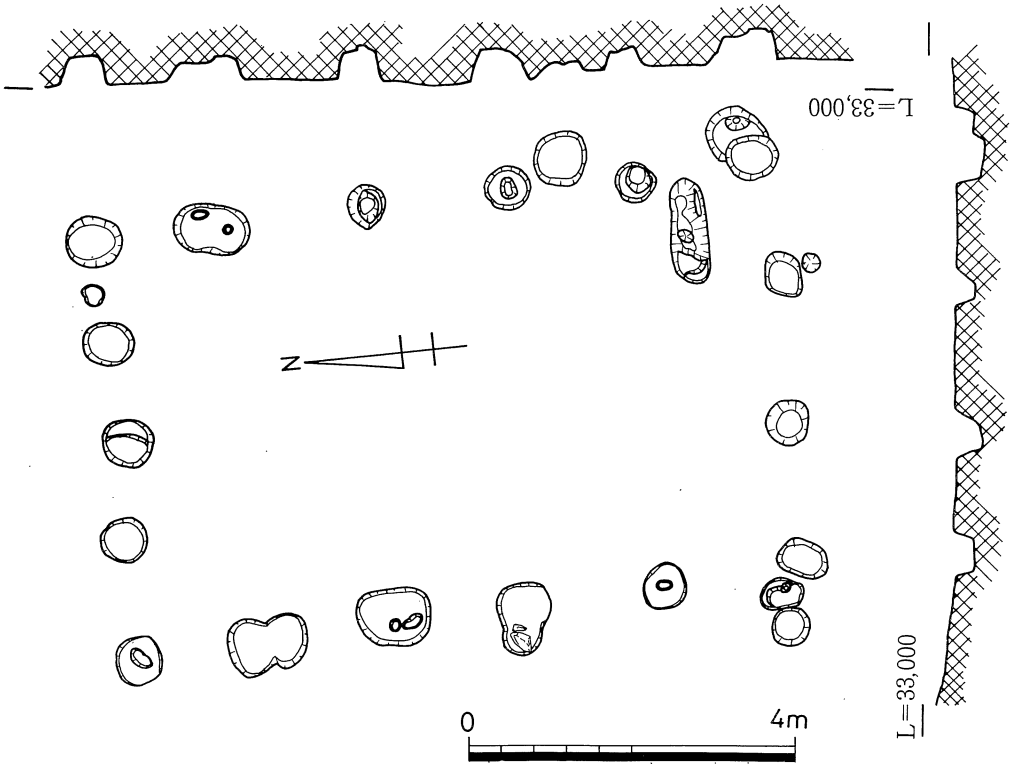

第7図　ＳＢ０２　平面図

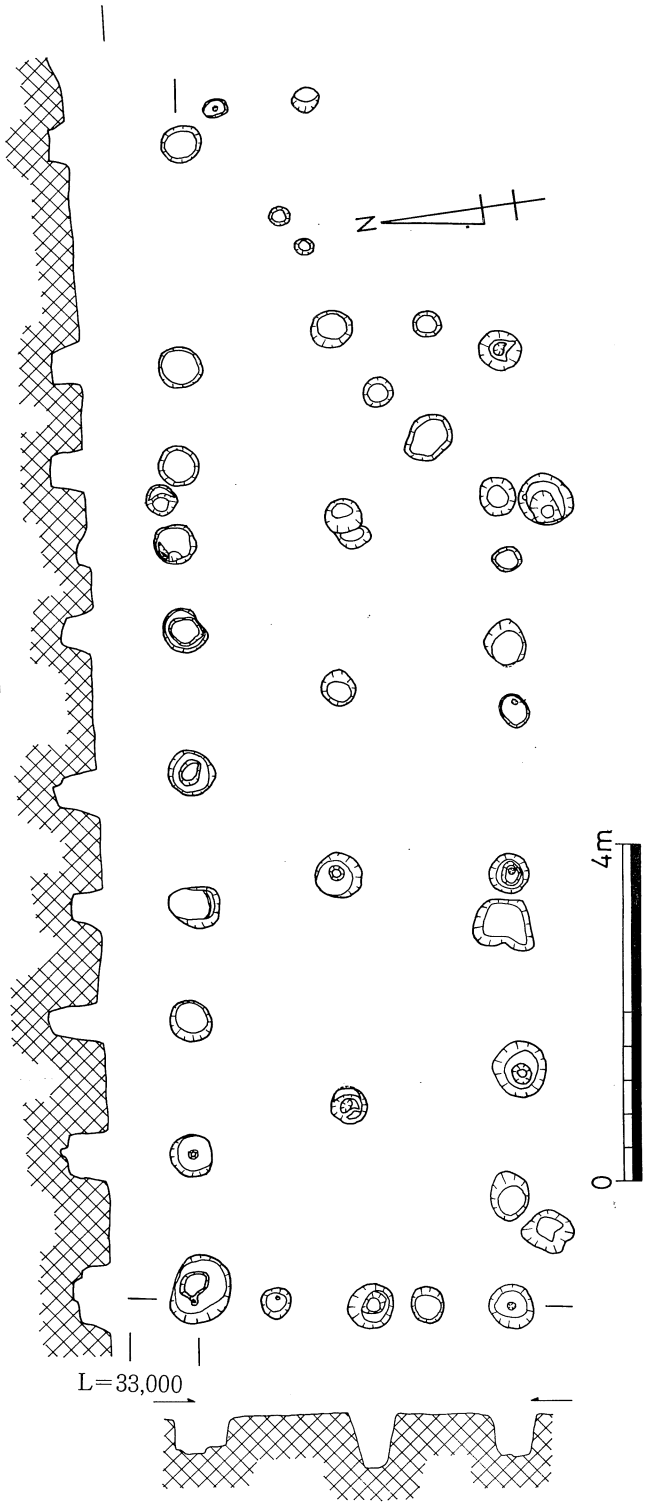

第8図　ＳＢ０３　平面図

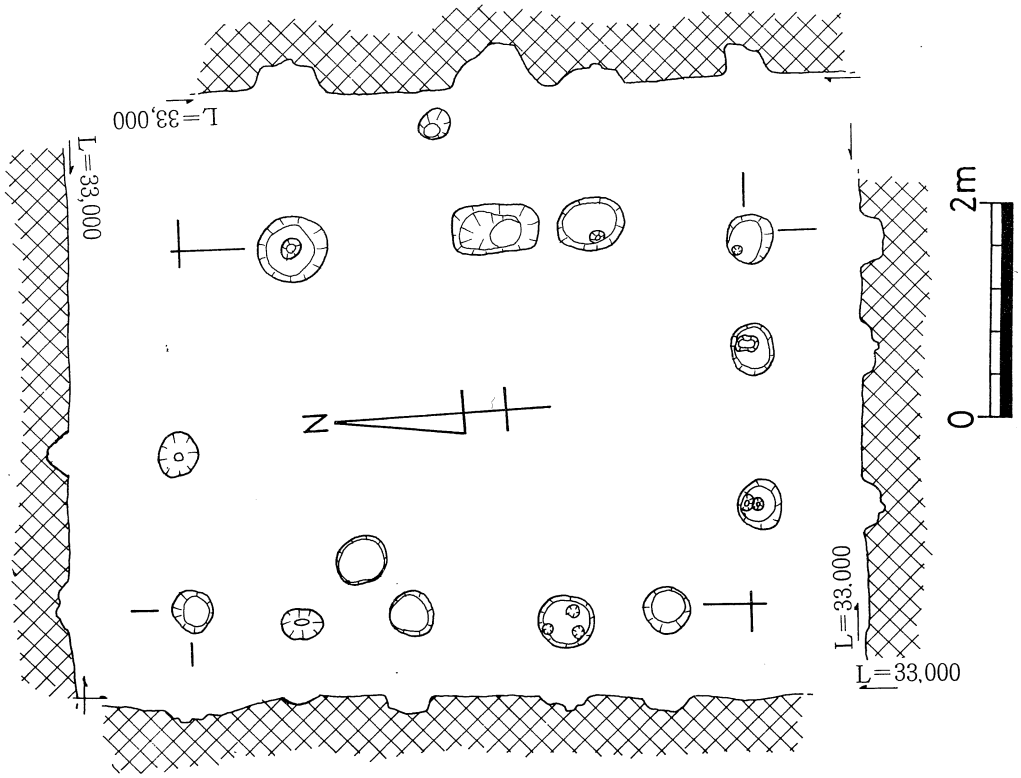

第9図　ＳＢ０８　平面図

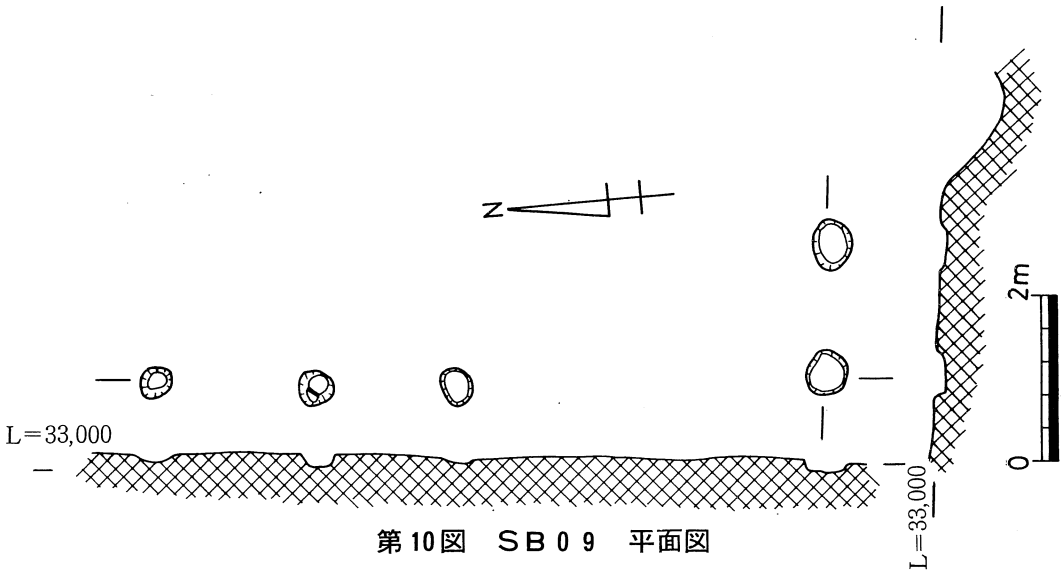

第10図　ＳＢ０９　平面図

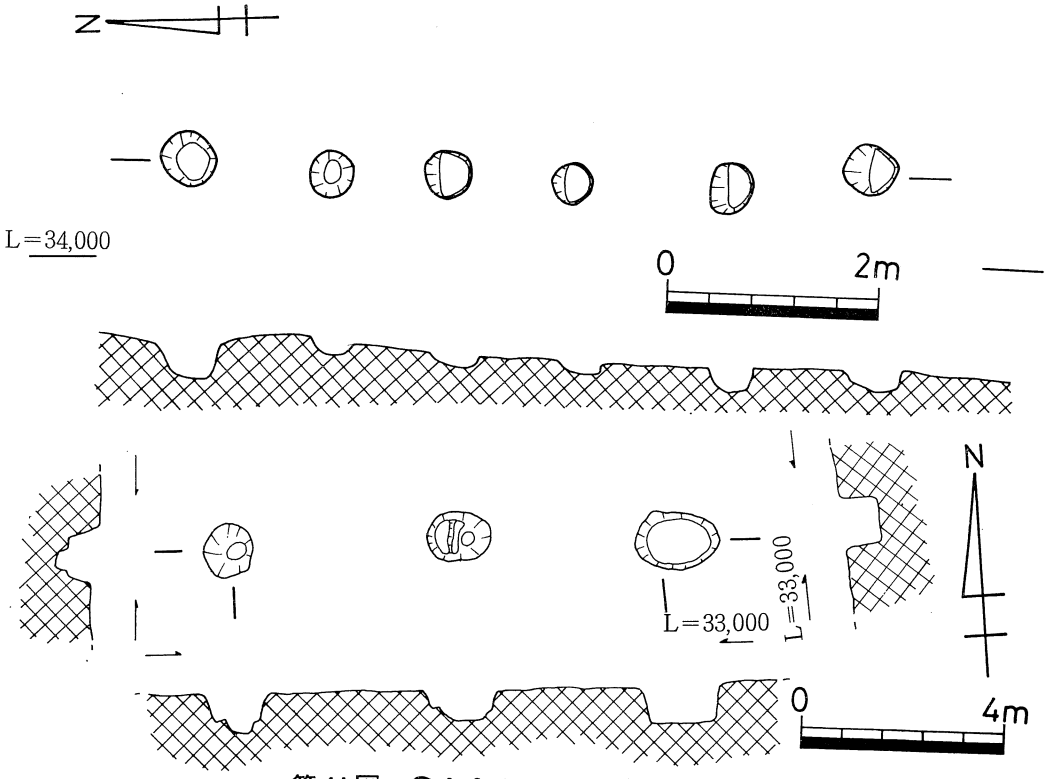

第11図　ＳＡ０１、０２　平面図

北棟建物である。柱間寸法は桁行３尺（0.９ｍ）から６尺（1.８ｍ）、梁行３尺（0.９ｍ）から５尺（1.５ｍ）までと不等間である。

柱堀り方は円形で上端径 40 ～ 50 ㎝、下端径 31 ～ 43 ㎝、深さ 13 ～ 40 ㎝を計る。

ＳＡ０１　ＳＢ０２の北3.5ｍ隔てて南北方向に続く柵列。柱穴は６本あり柱堀り方は円形で上端径 39 ～ 53 ㎝、大端径 17 ～ 43 ㎝、深さ 10 ～ 40 ㎝を計る。柱間寸法は南端から２本目と３本目の柱間が1.４ｍとやや広いが他は４尺（1.２ｍ）である。

ＳＡ０２　ＳＢ０２とＳＢ０３の間にＳＢ０２と平行に並ぶ柵列で柱穴は３本を数える。

柱堀り方は円形で柱間寸法は東から2.０ｍ＋2.２ｍである。上端径 15 ～ 60 ㎝、深さ 30 ～ 35 ㎝を計る。

ＳＢ０９　ＳＢ０８の東側11.５ｍ隔ててあり桁行４間以上、梁行３間の南北に細長い堀立柱建物である。東南部の柱穴は、ＳＤ０１によって切られている。棟の方向は、ＳＢ０１などと比べ東へかなりふれている。柱間寸法は桁行南から1.７ｍ＋2.８ｍ＋1.８ｍ＋1.８ｍ、南の梁行は西から１間目が1.８ｍを計る。

柱堀り方は円形で上端径 38 ～ 45 ㎝、下端径 14 ～ 28 ㎝、深さ６～14㎝を計る。柱間

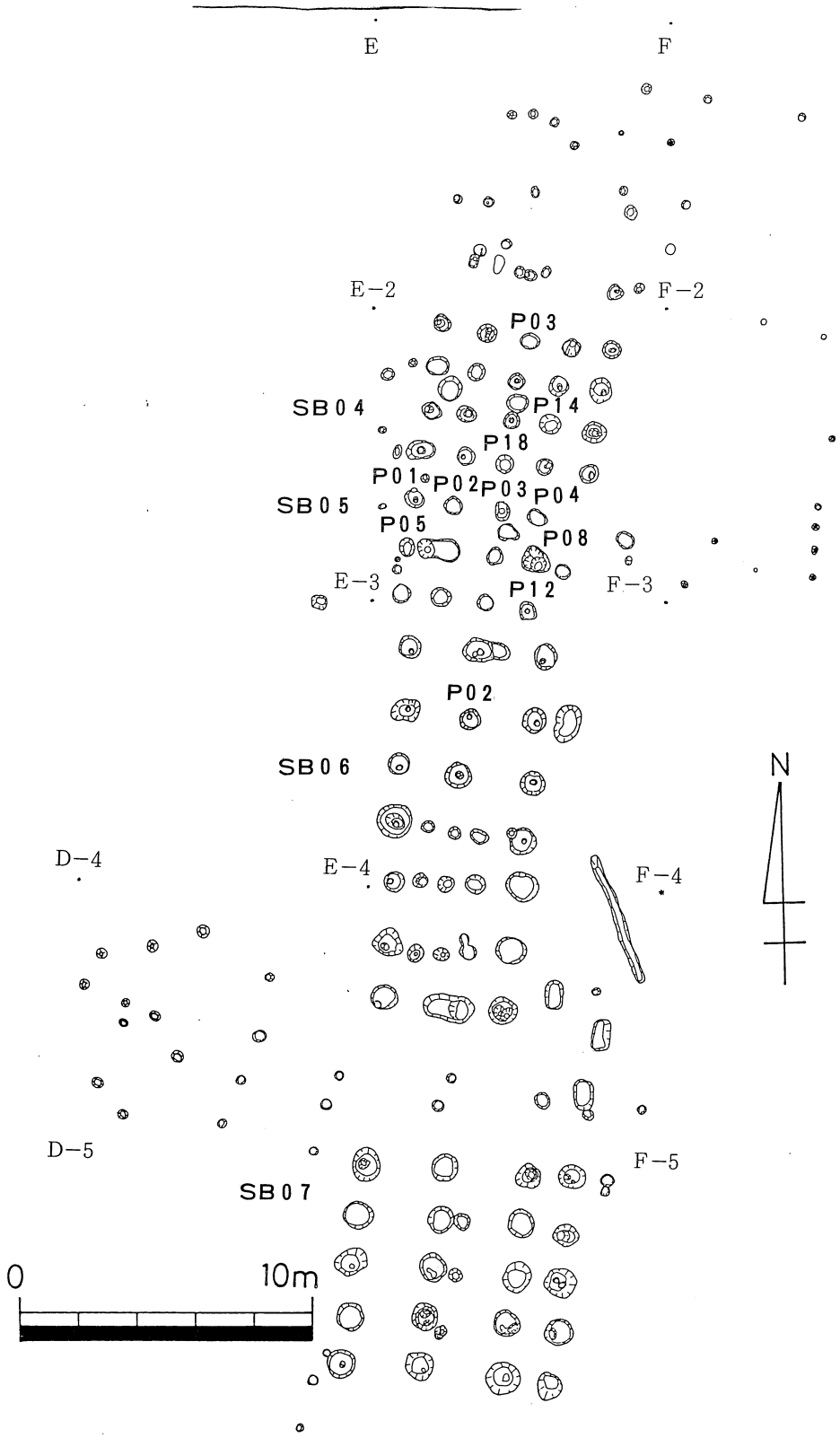

第12図　西群遺構配置図

寸法は、北から1.75 m＋1.7 m。

ＳＤ０１　台地の東端を福原川に平行するような形でかなり左右に屈曲しながら続き、その北端部は現在の福原川河川敷によって削られ、南端部も水田の段によって消失しており原状の姿は不明だが確認した総延長は160 m以上である。溝の断面は台形を呈し、上端幅２ m前後、基底部幅1.3 m、深さ平均0.6 mを計り溝底や堆積土層からは７～９世紀にかけての須恵器類、土師器類、土製支脚などが出土している。溝内堆積土は中層の黒褐色土層が砂質である以外、特に最下層は、明黄褐色土層で砂や礫を殆んど含んでいないことから、水の流れた形跡はなく、排水施設というより建物施設を区画するための溝と考えた方がよい。この溝の外か内側に平行して土塁がめぐっていたかどうかは土層では確認出来なかった。溝内及びその周辺に無数のピットが認められたがあるいは柵列のような施設がめぐっていたのかも知れない。

西群の建物　ＳＢ０４、ＳＢ０５、ＳＢ０６、ＳＢ０７の計４棟の掘立柱建物が南北方向にほぼ西側柱の柱通りを同じくして隣接する。又、ＳＢ０６、ＳＢ０７の東に１本の板塀を設けたと思われる溝があり、ＳＢ０７をその溝との間には３基の隅丸方形の土壙（ＳＫ０１～０３）がある。ＳＢ０４の北側にも柱穴が多数集中しているが建物プランは確認出来ない。ＳＢ０６とＳＢ０７の間は、柱穴が少なく不規則であるのでここにも建物はなかったと思われる。東群の掘立柱建物群との間は、柱穴が少なく建物のない空間地であったと思われる。両者の建物群の間隔はおよそ18 mを計る。

ＳＢ０４　西群最北端に位置する総柱の掘立柱建物である。桁行４間（６ m）、梁行３間（4.5 m）あり柱間寸法は桁行が５尺（1.5 m）であるが、北西の側柱Ｐ０１とＰ０２の柱間は６尺（1.8 m）と長い。梁行も５尺（1.5 m）等間である。

柱堀り方は、上端径60～100 ㎝、下端径50～75 ㎝、深さ40～70 ㎝を計る。この内２段堀り込みを有するものはＰ０３、Ｐ14、Ｐ18を除く全ての柱穴にみられ柱の基底部はおおむね円形を呈しその径は15～30 ㎝を計る。このことから、柱は直径20㎝ほどの円柱と思われる。

ＳＢ０５　ＳＢ０４の南方1.8 m隔てＳＢ０４の西の側柱の柱通りを揃えてつくられた総柱の東西棟掘立柱建物である。桁行３間（4.5 m）、梁行２間（3.2 m）。柱間寸法は桁行５尺（1.5 m）等間、梁行は5.3尺（1.6 m）等間である。

柱堀り方は、上端径0.5～１ m、下端径0.3～0.5 m、深さ0.3～0.7 mを計る。２段堀り込みはＰ０１～Ｐ０４、Ｐ０８、Ｐ１２に認められ、柱の基底部は隅丸方形を示すものが多く、その径は20 ㎝を計る。

抜き取り痕跡はＰ０１、Ｐ０５、Ｐ０８に認められる。

ＳＢ０６　ＳＢ０５の南1.5ｍを隔てＳＢ０５よりやや西にふれる総柱の堀立柱建物である。東西は２間（北列4.55ｍ、中央列4.5ｍ、南列4.7ｍ）、南北６間（西列4.1ｍ、中央列4.4ｍ、東列4.25ｍ）。柱間寸法は、東西が北列西から2.2ｍ＋2.35ｍ、中央列西から2.15ｍ＋2.35ｍ、南列西から2.1ｍ＋2.6ｍ。南北が西列2.05ｍの等間。中央列北から2.2ｍ＋2.1ｍ、東列が2.1ｍの等間である。全て２段堀り込みで柱の基底部は円形、Ｐ０２に抜き取り痕が認められる。柱は、おおよそ径20㎝の円柱のようである。

柱堀り方は、上端径0.7～1ｍ、下端径0.5～0.7ｍ、深さ0.2～0.7ｍを計る。

この建物は北部が２×２間の総柱造りで倉庫的性格を有し、南部が２×４間の広間となっている。内部には東西方向に３本づつの小規模の柱穴が並ぶが南北側柱と直線上に並ばないので床束とはならず別の目的のピットと考えた方がよいだろう。

ＳＢ０７　ＳＢ０６の南側5.5ｍ隔て、ＳＢ０６の西側柱と柱通りをそろえて建てた総柱造りの堀立柱建物で梁間２間（5.75ｍ）、柱間寸法西から2.8ｍ＋3.0ｍ、桁行４間（7.0ｍ）、柱間寸法北から1.8ｍ＋1.8ｍ＋1.7ｍ＋1.7ｍを計る。東側に幅２ｍの廂を設ける。

ＳＤ０６　ＳＢ０７の東に位置する。長さ4.7ｍ、上端幅36㎝前後、下端径約20㎝深さ40㎝を計る。

ＳＫ０１　ＳＢ０７の東南に位置する。長径96㎝、短径55㎝、深さ10㎝の隅丸長方形を呈する。

ＳＫ０２　ＳＫ０１の東南に位置する。長径1.1ｍ、短径58㎝、深さ20㎝の小判形を呈する。壙内から中世の土師質土器いわゆるかわらけが１個体分出土した。

ＳＫ０３　ＳＫ０２の南に位置する。長径1.08ｍ、短径67㎝、深さ26～30㎝の小判形を呈する。

そ　の　他

ＳＤ０２　ＳＢ０７の南部15ｍ隔てた地点から西南西の方向へ約20ｍ余り続く溝で幅50㎝、深さ12㎝、殆んど丸味を帯びた断面を呈し、多量の礫と須恵器をはじめとする土器類を混入する。土器の中には、古式土師器の破片もありかなり年代幅のあるものも含まれているが、概して７世紀代の古墳時代終末期の須恵器が多い。

ＳＤ０３　ＳＤ０２の西部において南北に横断する形でＳＤ０３がある。総延長は不明だが、残存長10ｍ、上端幅50ｍ、下端幅10㎝、深さ10㎝を計る。ＳＤ０２より新

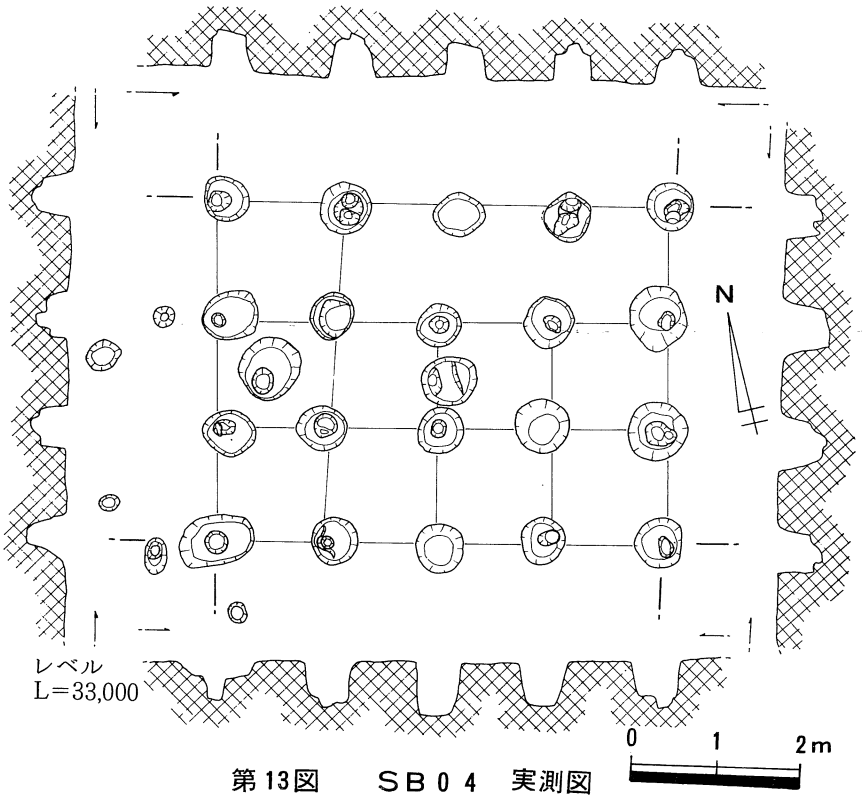

第13図　ＳＢ０４　実測図

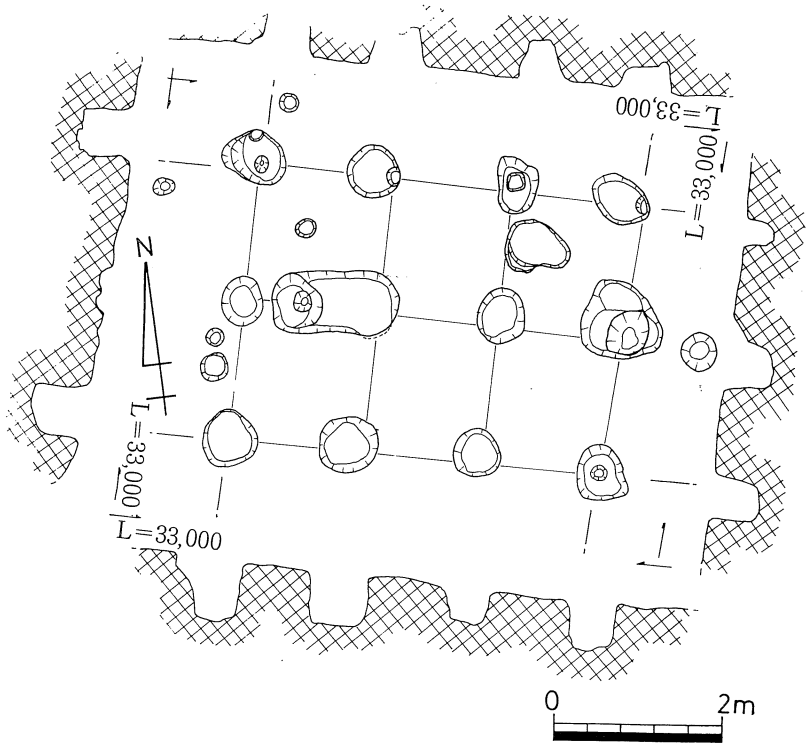

第14図　ＳＢ０５　実測図

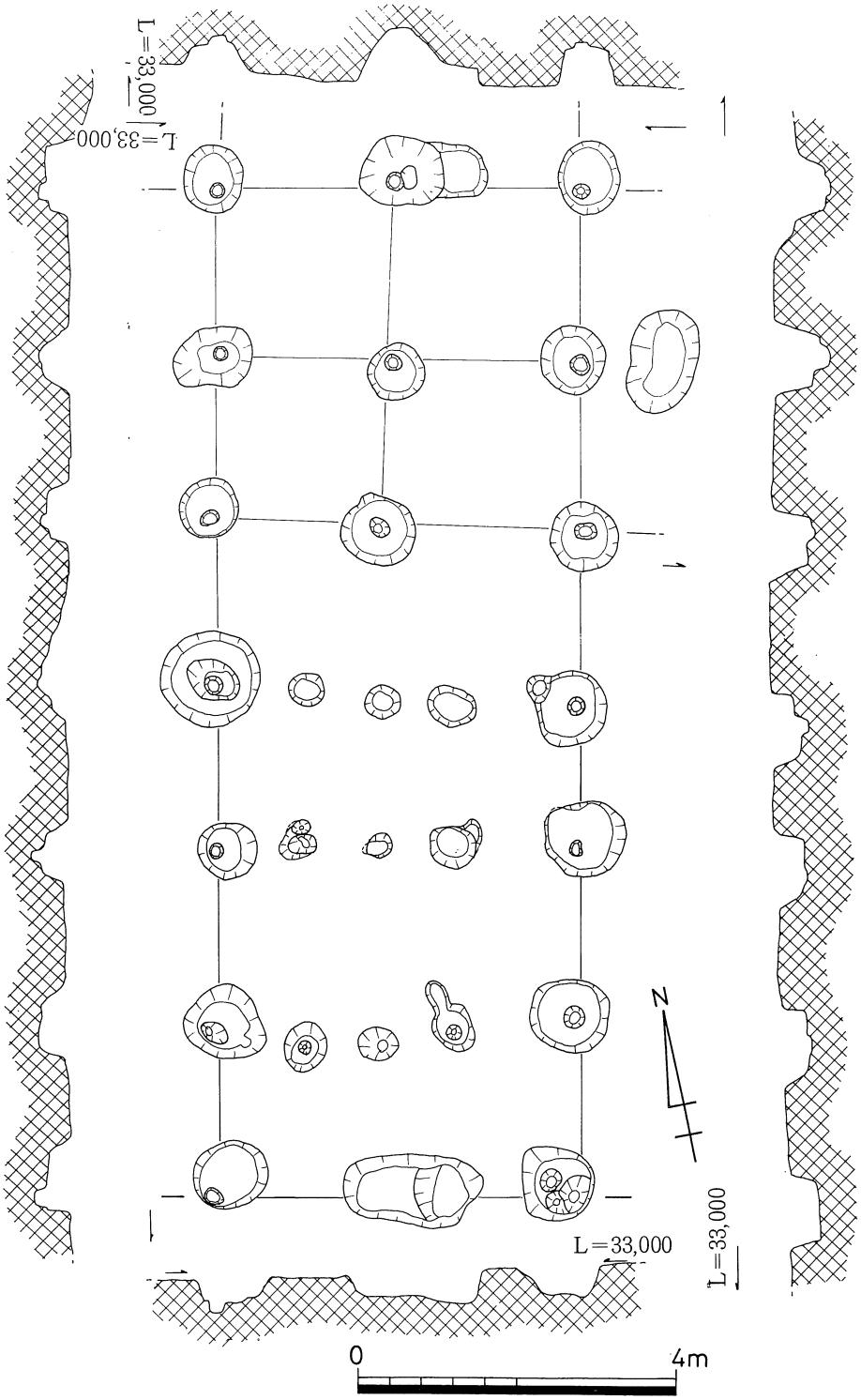

第15図　ＳＢ０６　平面図

しい時期のもの。

ＳＤ０４　長さ 15 m余り、上端幅 460 ㎝、下端幅 28 ㎝、深さ 10.7 ㎝ を計る直線状の溝。

ＳＤ０５　南北方向の北部から西部に屈曲する鍵の手状の溝。東北方向 7.8 m、東西方向 8.5 m、上端幅 65 ㎝、下端幅 15 ㎝、深さ 15 ㎝を計る。

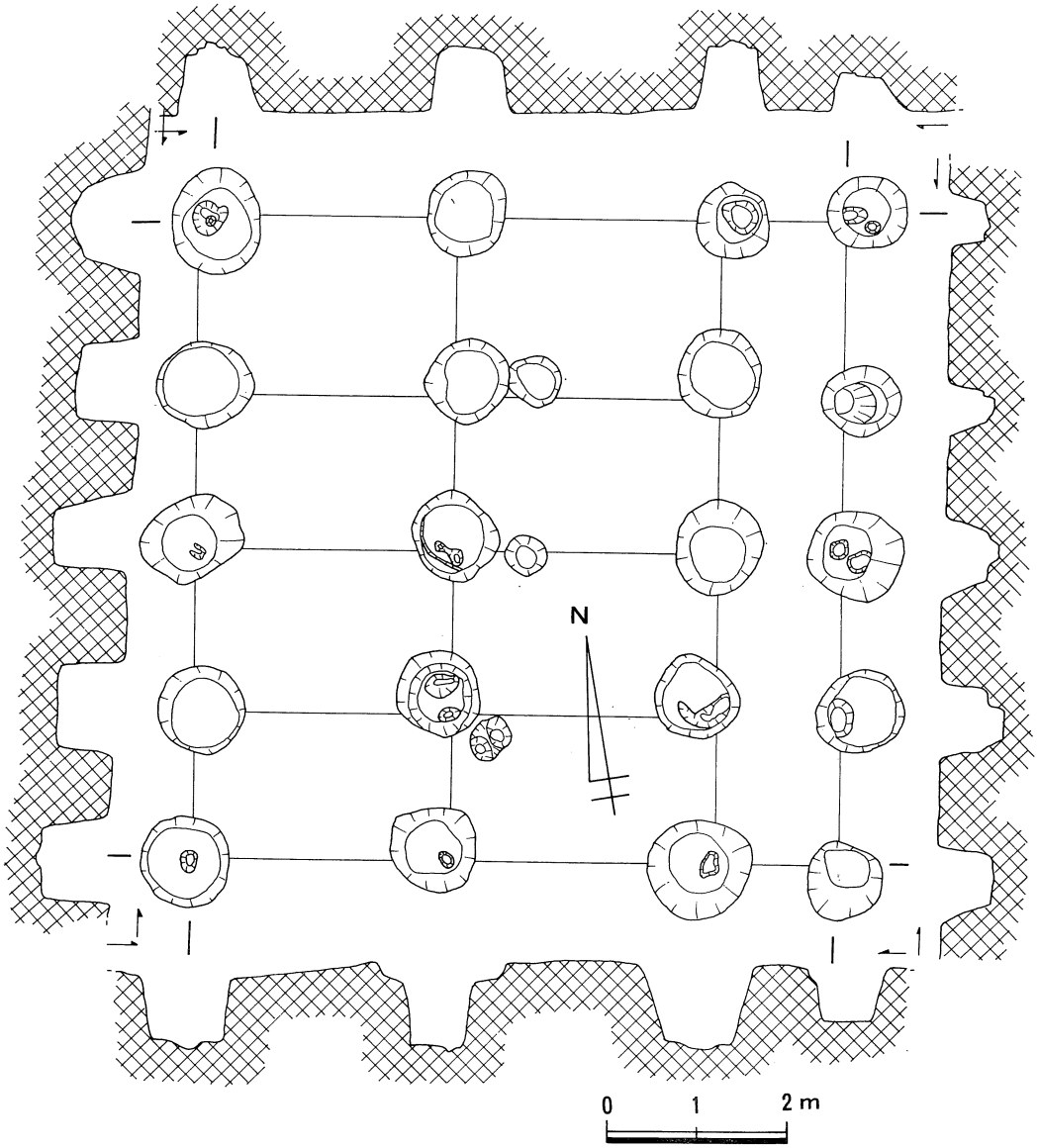

第16図　ＳＢ０７　平面図

2　遺物について

1.　SD01内上層～中層出土の遺物（第17図）　1、4、5は、山陰Ⅳ期[注10]の蓋である。天井部はいずれもナデて調整している。2、3、6は、坏身で立ち上がりが低く内傾が著るしいもので、山陰Ⅳ期である。7は、乳頭状のつまみを有する蓋である。柳浦編年の1期[注11]に該当する。8は、口縁部を外方へひねるもの。9は、底外面に回転糸切り痕を残す坏。13は、ミニチュアの高坏で三方に幅1ミリ弱の切り込みを加えるもの。14は、三角形状のすかし孔を入れるもの。15も高坏の脚端部である。12は、三方に突起を設ける式のもの。

2.　SD01内最下層及び溝底出土の遺物（第18図）　1は、山陰Ⅳ期の坏身である。4は、長頸壷の口縁部である。口径7.2㎝、残存高11㎝を計る。11は、長頸壷の肩部から底部にかけての破片で最大径15.2㎝、残存高　8㎝を計る。底部は高台を付け、底外面は、回転糸切り痕を残す。2は、高坏の脚端部で底径9.8㎝。5は、高坏で二方透しのもの。坏部と脚部の接合部の径6.2㎝を計る。7は、土師器の甕の口縁部である。9は、口径12.8㎝、底径9㎝、器高2.2㎝の高さの低い坏で、底外面は回転糸切り痕を残す。柳浦編年の5期に属す。3は、宝珠つまみを有する蓋で口縁端部の反りが簡略化されて消失したもの。柳浦編年の4期の後半であろう。6は、高台外径約14㎝の坏で底外面は、ナデ調整を施すもの。柳浦編年の3期になるものと思われる。8は、口径12.8㎝、高台外径8.3㎝、器高4.5㎝を計る。口縁は、外方へ直線的に傾き、底外面は回転糸切り痕を残すもの。柳浦編年の4期に属す。10は、無高台の坏で底外面に回転糸切り痕を残す。

3.　建物群周辺（第20図）　4は、B7区の耕作土層から出土したもので口径12㎝の山陰Ⅳ期の蓋である。1は、壷となるもので、体部最大径19.4㎝、体部推定高14㎝を計る。下半部はカキ目調整を施す。肩部には直径6.5㎜の竹管文を1個付ける。2は、蓋の口縁端部で口径12.2㎝。3は、口径13㎝の高坏の坏部。6は、F8区の直径25㎝の円型ピット内から出土した弥生後期前半の甕形土器の口縁部である。口径16㎝を計り、3条の凹線文を付ける。5は、SK02の壁ぎわで底からやや浮いた状態で出土。中世の土師質土器である。口径11.6㎝、底径5㎝、器高2.5㎝を計る。上半部内外面は横ナデ調整、下半部内外面は指ナデ調整を施す。8は、G2区出土の砥石で厚み3.3㎝、長さ6.3㎝の直方体の四隅を面取りし八面体となるもの淡黄色の軟質岩を使用したもの。7はB7区出土の砥石で厚み2×3㎝、長さ13㎝のもの。4面を使用し、かなり使い込んだもの。火成岩質の目の荒い石質である。

4.　SD02（第19図）　1～6は坏蓋で山陰Ⅳ期のもの。7～17は、坏身で山陰Ⅳ期のもの。18は、つまみの付く蓋でかえりをもつ小型のもの。19も18と同種のものである。20は、口

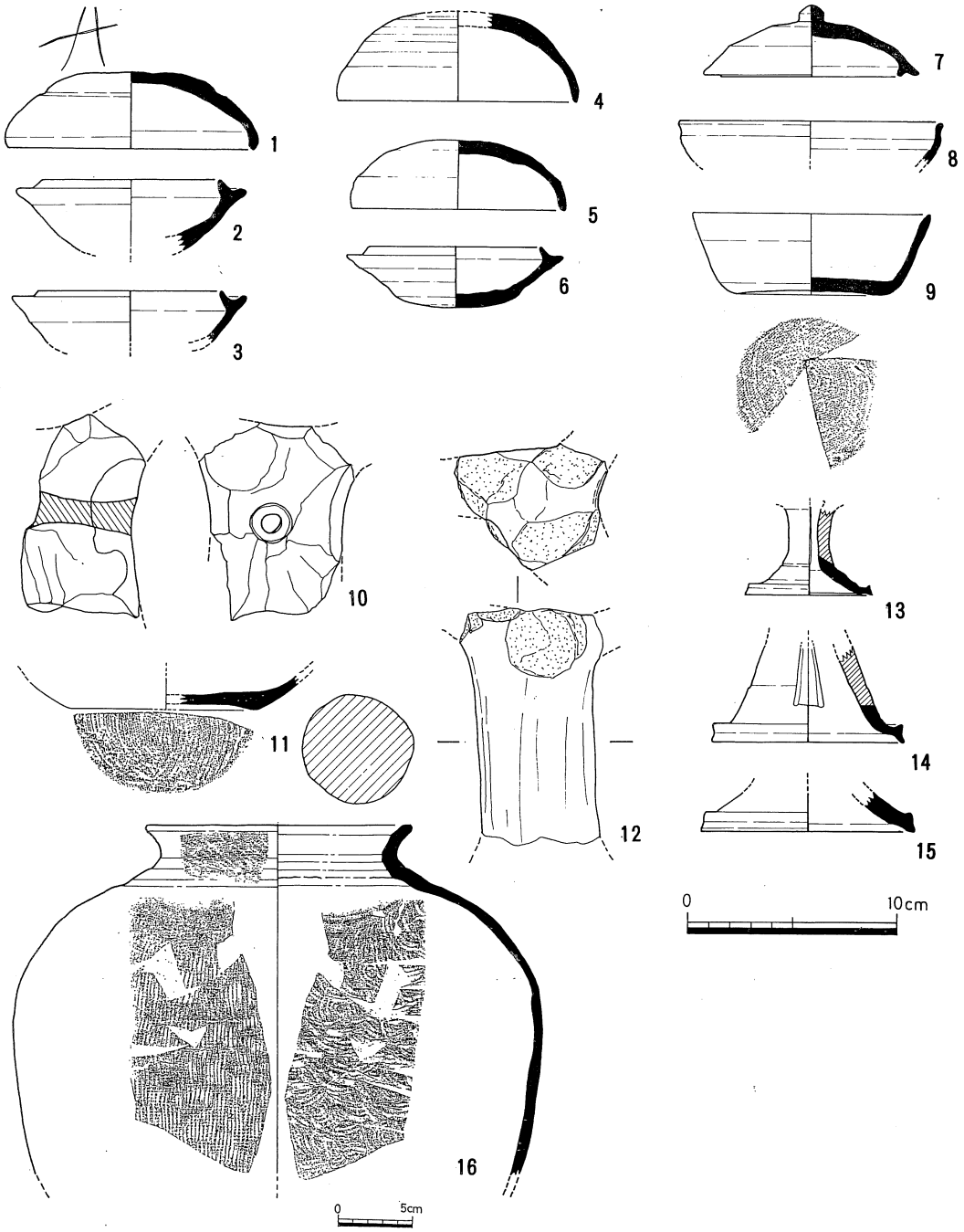

第17図　ＳＤ０１　上層～中層出土遺物実測図

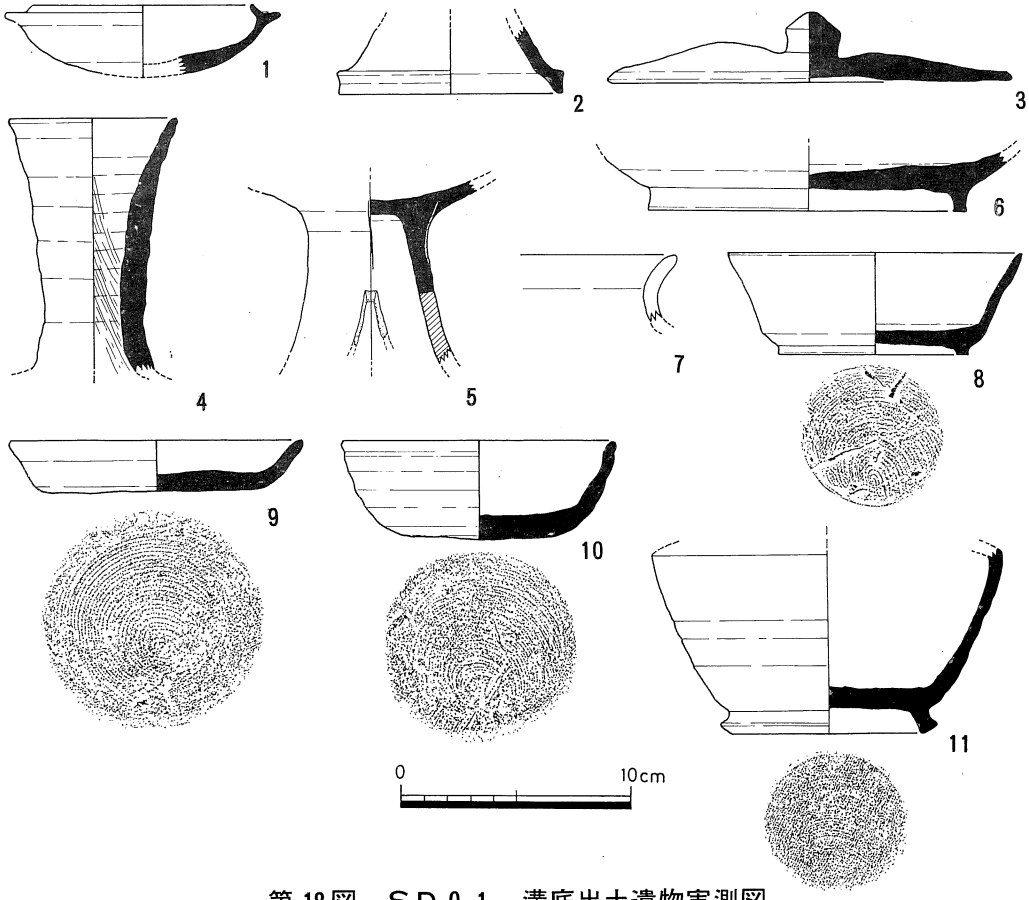

第18図　ＳＤ０１　溝底出土遺物実測図

径 9.2 ㎝、底径 5.8 ㎝、器高 3.6 ㎝の坏で底外面をヘラ削りするもの。21は、口径 9.4 ㎝、底径 4.2 ㎝、器高 4.3 ㎝の坏。口縁は内傾する。22、23、24、25はいずれも高坏である。26は、肩部に円形浮文を付ける小型の壷である。29は、三方に突起をつける土製支脚で胴部両側から奥行 1 ㎝前後の角ばった孔をあける。28は、黒曜石製の石鏃の未製品である。27 は古式土師器の高縁部である。

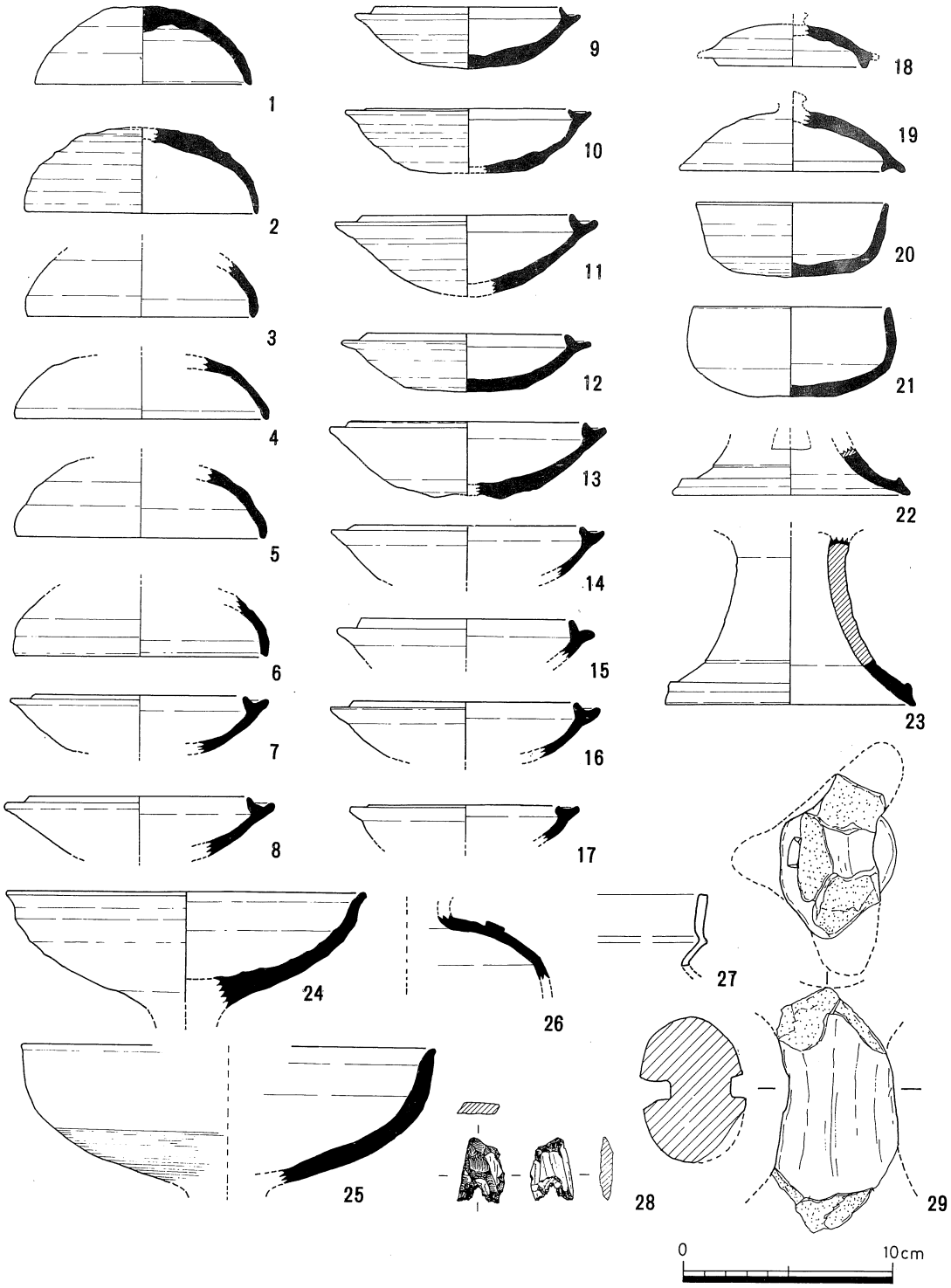

第19図　ＳＤ０２　出土遺物実測図

第20図　建物群周辺出土遺物実測図

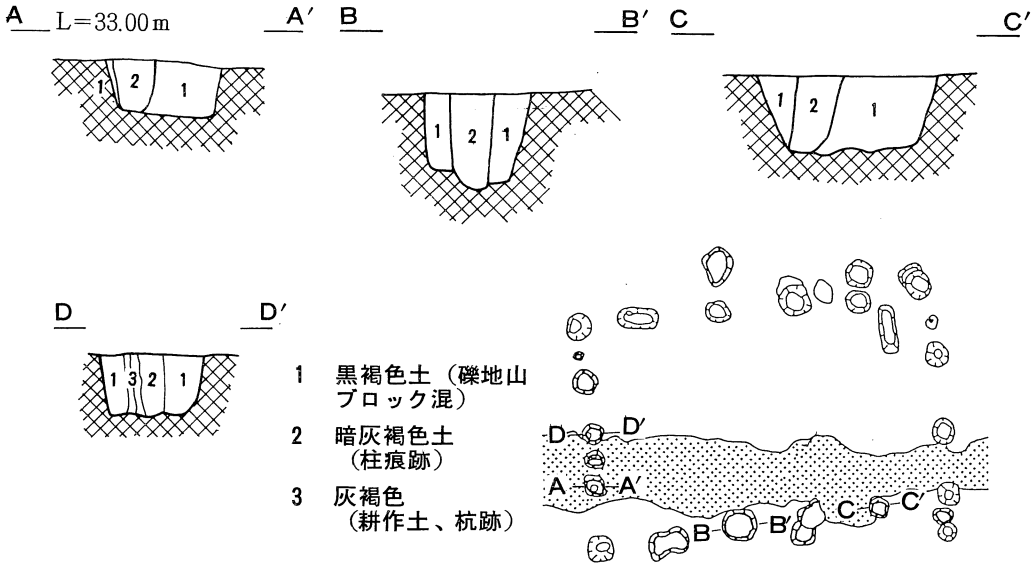

ＳＢ０２　柱穴断面図

V　小　　結

堀立柱建物は、弥生時代あるいは古墳時代から始まった新たな建築様式による建築物である。畿内及びその周辺では5～6世紀の頃からみられ一部の遺跡では従来からの竪穴住居と混在する形で出現してくる。

これは広く西日本を中心とした一帯についても同様の傾向がみられいかなる契機で成立したのか定かではないが多分に政治性を帯びているのではないかと考えられている。

7世紀以降になると竪穴住居にとってかわって堀立柱建物が集落の一般的な建物形態として普遍的に存在するようになる。

こうした堀立柱建物の総合的な検討については古くは和島誠一、金井塚良一両氏の研究があるが以来さほど進展していなかった。

1977～1981年にかけて広瀬和雄[注12]、小笠原好彦[注13]、原口正三[注14]氏らによって類型化が進み、大型住居や倉庫の有無、柱穴の重複関係や建物方位などを手掛りに「単位集団」あるいは「建物小群」を描出する中でいくつかの発達段階が示されている。

一方、島根県内においても近年発掘調査が進む中でこの種の建物の検出例も増加している。以下主だった遺跡を概説してみる。

出雲国庁跡（松江市大草町）　大草村検地帳に「こくてふ」という水田の字名の記載が恩田清氏によって確認されたことにより大草町六所神社裏が「出雲国庁」跡推定地として注目され、昭和43年から45年の三次にわたり松江市教育委員会が発掘調査した。

その結果、六所脇地区で検出されたＳＢ020（5間4面、四面廂の建物、政府の後殿と推定2間×5間東西棟の後方官衛が確認されている。その他の建物も合わせると20棟余りの堀立柱建物が認められる。出土遺物は、大量の須恵器、土師器の他、木簡、硯、墨書土器等、官衙ならではの遺物もあり企画性のある建物配置などの特徴から出雲国庁跡と断定された。昭和46年12月13日付で国の史跡に指定された。

山代郷正倉跡[注16]（松江市大庭町）　以前から炭化米が出土し正倉跡が推定されていたいわゆる大庭十字路の北東部畑地について島根県教委が昭和53年度から昭和55年度まで3次にわたり調査を実施した結果、正倉と思われる総柱造りの建物4棟、堀立柱建物跡22棟、柵列4条が認められた。正倉は東部に3棟、西部に1棟が配置され、中央部に会所的な性格の堀立柱建物を計画的に配置しており炭化米も大量に出土したことからこれが風土記にいうところの「山代郷正倉」跡であろうと考えられた。　昭和55年12月5日付で国の史

跡に指定された。

天神遺跡[注17]（出雲市天神町）　出雲市域に発達する沖積平野の自然堤防上に立地する。弥生、古墳、奈良、平安、中世、近世の各時期の遺構、遺物が出土している。

特に、古墳時代後期から奈良・平安にわたる大規模柱穴群は官衙系の建物群ではないかと考えられている。風土記の「神門郡」の郡家にかなり近い場所であり遺構に伴なっていないが緑釉陶器片や平安期の土師器皿に「旱天」銘の黒書銘も発見されていることから本遺跡を「神門郡家」と推定する研究者もいる。

小無田遺跡[注18]（松江市大庭町）　風土記にいう「黒田駅」跡や「意宇軍団」跡推定地である低丘陵地について、昭和58年度において島根県教委が発掘調査を実施したもの。第１～第３調査区の中で堀立柱建物14棟と土壙３箇所を検出した。陶磁器類の出土から中世以降の建物群であろうと考えられている。古代の遺構は、土壙の内ＳＫ０１のみである。

結果として、黒田駅や意宇軍団を証明する積極的な資料は得られなかった。

団原遺跡[注19]（松江市大庭町字薬師ノ前、字元鳥居、字長畑、字仁平屋敷所在遺跡）　島根県教委が昭和55年度に調査したもの、堀立柱建物８棟、井戸状遺構１などを検出。この内、奈良期の建物は１棟、中世の建物は７棟になるものと考えられている。出土遺物は、土師質皿形土器、坏、備前系の壺、擂鉢、青磁、白磁片などが出土。

昭和56年度には、引き続き字土居、字神主屋敷地区に調査区を設定して調査を実施した結果、弥生後期の竪穴住居１棟、堀立柱建物７棟、柵列１条、近世の溝１条、土壙４個を検出。この内、堀立柱建物は全て中世以降のものであろうと考えられる。しかしながら、これが中世の出雲国造家の居館跡に関連するかどうかは不明である。

出雲国造館跡推定地については、昭和54年度において松江市教育委員会が丘陵西側の水田地を中心に調査を実施し、堀立柱穴若干の他、井戸跡２箇所を検出し、多量の須恵器、土師器、中世陶器、輸入磁器が出土した。[注20]

以上、松江市や県教委が調査した結果から、黒田畦地区の台地上に通常の集落とは違ってかなりの経済力、政治力を帯びた豪族が古墳時代以降本拠地を構えていたことが知られる。

前立山Ｉ遺跡[注21]（鹿足郡六日市町注連川）　県教委が昭和53～54年度に調査、丘陵上に弥生時代後期から古墳時代前期にかけてのものとみられる竪穴式住居７軒と堀立柱建築遺構１棟を検出。この建物は３間×５間の総柱で糸切底をもつ坏や高台付の須恵器坏があり、須恵器蓋の輪状つまみ部分に「今居」の黒書銘を有するものもあり奈良末～平安時代にかけてのものと思われる。いずれにしても一般住居とは考え難いという。

隠岐尼寺原遺跡（隠岐郡西郷町）　昭和53～54年に県教委が調査、古墳時代後期から奈良・平安時代にかけての40棟にも及ぶ堀立柱建物跡をはじめ溝跡の条や土壙跡数100個、竪穴住居8軒が検出された。

この内、堀立柱建物はその規模が桁行3間（約6.3ｍ）、梁間2間（4.2ｍ）のものが25棟、3×3間、2×2間のものそれぞれ2棟、7×5間のもの1棟と比較的小規模の建物がほとんどであることと建物相互の配置に計画性が認め難いこと、周囲に建物群を区画する施設がないことについて特徴がある。可能性としては集落跡又は倉庫群あるいは有力農民や官人層の邸宅跡などが考えられるが担当者は、集落跡の可能性が強いという。

黒田館跡（松江市山代町）　昭和37年松江市が市営住宅を建設中に発見され土塁の測量や一部試掘調査を実施。昭和57年度には島根県教育委員会が住宅の庭を中心に試掘調査、同58年度には市営住宅の改築に伴ない松江市教育委員会が調査。これら三次にわたる調査の結果、館の推定規模は北辺の東西長37.5ｍ、南辺の東西長45ｍ、東辺の南北長63.5ｍ、西辺の南北長56ｍの台形を呈し、周囲にＶ字溝と土塁を設けその内側に堀立柱建物を配置するものである。時期は7～8世紀代の遺物もあるが館としての盛行期は15世紀後半～16世紀代のことと思われる。[注23]

その他、隠岐島後の「甲ノ原遺跡」が調査され、隠岐国府跡とも郡衙跡とも考えられている。

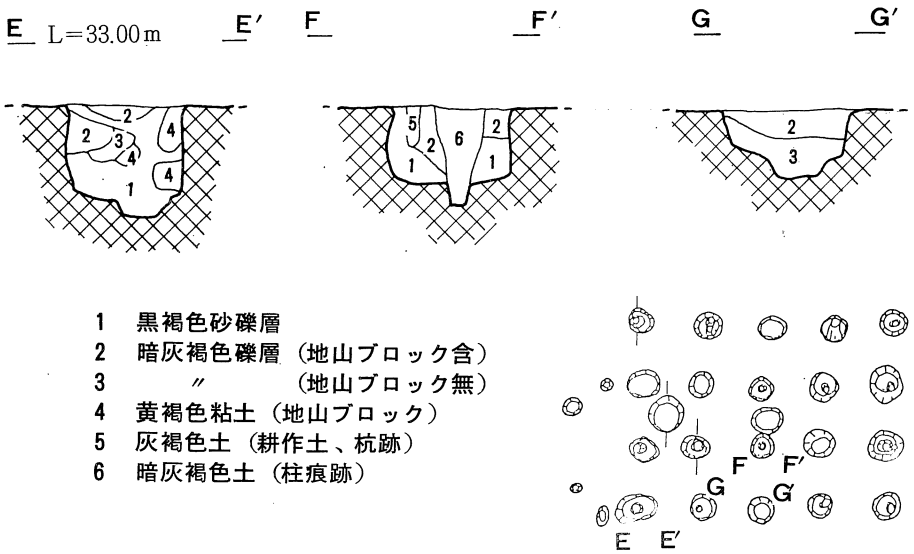

ＳＢ０４　柱穴断面図

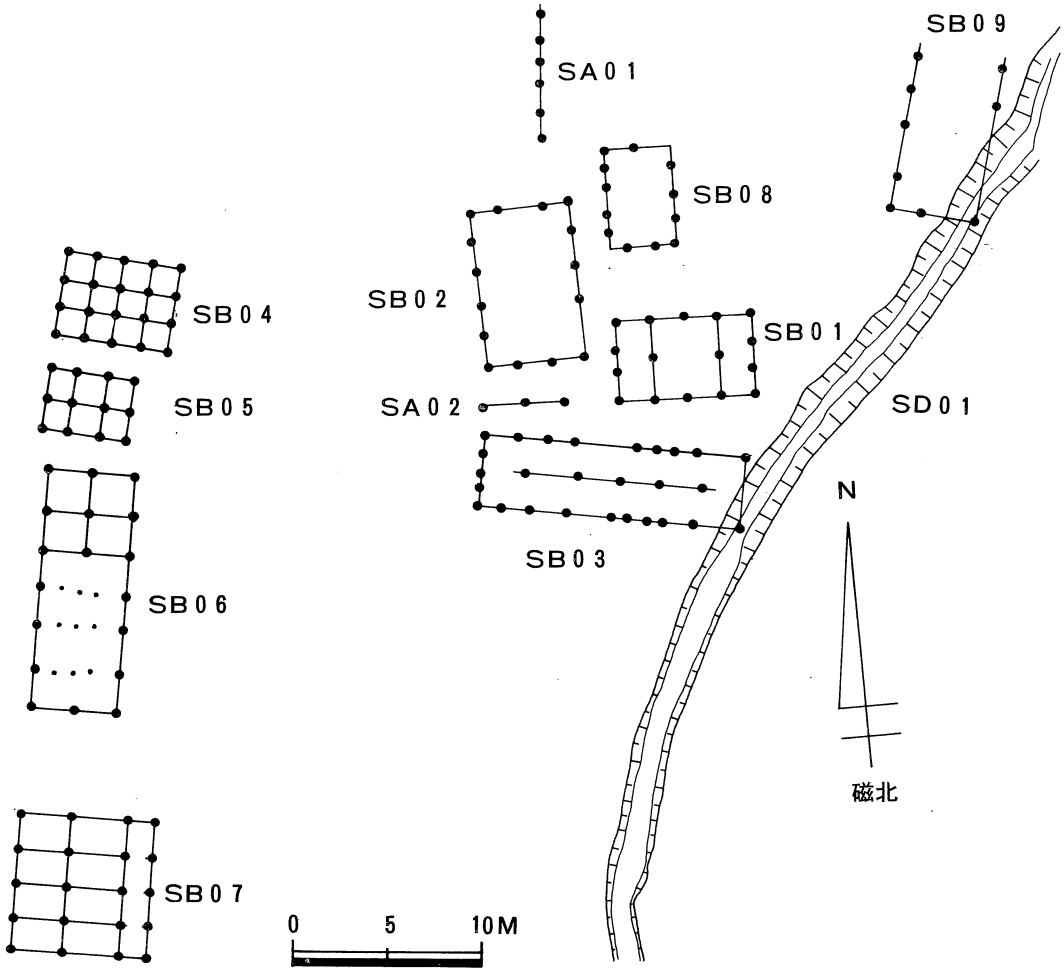
SA01
SB09
SB08
SB02
SB04
SB01
SB05
SA02
SD01
SB03
N
SB06
磁北
SB07
0
5
10M

第21図　遺構配置図

その他、堀立柱建物群は松江市才ノ峠遺跡[注24]や安来市高広遺跡[注25]、松江市薦沢遺跡[注26]に代表されるように古墳時代後期から丘陵や谷間の斜面を利用する形で広まっていく。これらは、通常の農村集落跡と考えられている。

このようにみてくると、島根県内では、島根県内の堀立柱建物は６～７世紀代からはじまり奈良平安～中世へと受け継がれていくようである。又、建物の性格についても、1.官衙又は官衙的性格を有するもの。2.豪族の居館跡。3.古代集落跡。の３つに区分される。

すなわち、１は、出雲国府跡、山代郷正倉跡、天神遺跡、甲ノ原遺跡が挙げられる。２は、黒田館跡、出雲国造館跡推定地。３は、隠岐尼寺原遺跡、才ノ峠遺跡、高広遺跡、薦沢遺跡などが含まれる。

そこで本題にかえり、芝原遺跡の性格について考えてみる。今一度本遺跡を概観すると西群の総柱造りの倉庫を主体とした建物群、東群の堀立柱建物群、さらに東側の台地縁辺部を南北に走る大構（ＳＤ０１）とこの３つの遺構群に分けられると思う。

東群の建物群は比較的大型の建物が多い。又、南北大溝（ＳＤ０１）によって切られた建物（ＳＢ０３、ＳＢ０９）がみられることから少なくともＳＤ０１以前つまり８世紀中～後半より以前のある時期に建てられたものであろう。これらの建物が同時につくられたのか一定の時期幅があるのか分からないが、重複する建物が見当たらないことからさほど時期差がないのではないかと考えられる。

又、ＳＢ０１やＳＢ０３のように建物内部に棟持柱を建てたと思われる柱穴があり、こういう形態は古墳時代からの流れをくむ建て方であると考えられている。

遺物の面からいうと、建物と直接結びつけられるものはないので建物の年代推定の手がかりはない。

又、西群の倉庫を主体とした建物群はＳＢ０５が両隣りのＳＢ０４とＳＢ０６との間隔が非常に狭く軒を接するような形となり同時に存在していたとすると不可能であるのでＳＢ０５とそれ以外のＳＢ０４、ＳＢ０６、ＳＢ０７は存続していた時期が違うものと考えた方が無難であろう。しかし、両者の先後関係は分からない。

又、ＳＢ０７にみられるように略円形の堀り方内に方形の柱痕跡が認められるが、こうした作り方は勿論古墳時代にもないことはないが平安以降中世のものが多いといわれる。

ＳＢ０６は、北部が総柱造りの倉庫的施設、南部が広間のような複雑な間取りになりやや新しい段階のものと判断できる。全体的に見るとこの西群の建物群は、堀り形が大きくて深くしっかりとした造りであるので奈良時代に建てられた可能性もなくはない。したがって西群の建物は奈良から一部中世に至る間に時期差をもって建てられたものと考えられ

る。

このように考えてくると、

①ＳＤ０１（南北大溝）は、溝底の出土遺物の検討から西暦８世紀中、後半から９世紀代の頃に存続していた。

②東群の建物は、ＳＤ０１に切られた建物が一部に認められることや、古墳時代の流れをくむ建物が一部にみられることから最も古い段階の建物群であろうと思われる。

③西群の建物は、２時期に分かれ、略円形の堀り形に方形の柱痕跡のある建物や、複雑な建物もあることなど新しい要素もある反面、堀り形の規模が大きくしっかりしているので、それほど新しいものでもないような感じもする。今後さらに類例の増加を待って検討していかなければならないが、一応現段階では奈良以降のものとしておきたい。

④風土記の勘造された８世紀前半頃の建物があった可能性は出土遺物の上からも少ない。

⑤ＳＤ０１と西群の建物が同時期に存在した可能性は充分考えられる。

ところで、本遺跡を含む福原町一帯の水田については、従来から風土記にいうところの「島根郡家」跡があったのではないかと思われ推定地の一つになっていたが本遺跡の調査が進むにつれ一部の研究者の間では島根郡家跡の可能性がさらに一段と高くなったものと考えられるに至った。

そこで、本遺跡の性格について、とりわけ島根郡家との関連の上から考えてみたい。

郡家は全国に600ほど設けられたといわれるが、その内これまでに全国で調査された郡衙及びその関連遺跡は42箇所にのぼる。中国地方では鳥取県３箇所、万代寺遺跡（因幡八上郡衙）、上原遺跡（因幡気多郡衙）、大高野遺跡（伯耆八橋郡衙）、広島県１箇所、下本谷遺跡（備後三次郡衙）、岡山県４箇所　小殿遺跡（備中英賀郡衙）、宮尾遺跡（美作久米郡衙）、平・勝間田遺跡（美作勝田郡衙）、高本遺跡（美作英田郡衙）がある。[注27]

11世紀前半に書かれた「上野国交替実録帳」には14郡の郡衙建物の記載があり「郡庁」「正倉」「館（たち）」「厨家（くりや）」「門」「垣」などの建物施設があったことが知られる。又、大上中下小の等級があり100ｍ～400ｍをこす規模のものまであったと考えられている。とりわけ正倉は、厳重に管理され濠などで隔離されていた。律令の「倉庫令」には、1.　高燥の場所に設けること。2.　そばに池や濠を堀ること。3.　倉から50丈（150ｍ）以内には館舎を建ててはならないと規定している。

本遺跡は、Ａ期に東群の建物群が建ち、Ｂ期にＳＤ０１と西群の建物群のあった可能性が強いが、東群の建物についても重複するものがないという点、西群の建物についても東群の建物やＳＤ０１と一定の間隔を置いて南北方向に配列するなど計画性、企画性に富む

ことから、通常の集落跡とは考え難く、官衙的な要素が強い。しかし集落跡以外であるとすると地方豪族の居館跡の可能性もあり、官衙跡としても木簡、硯、黒書土器など役所ならではの出土遺物が皆無であるのでこれも断定出来ない。現段階では、官衙的な施設の一部又は豪族の居館跡のいずれかであろうということしかいえない。

島根郡家跡を福原地区に求める根拠としては、風土記記載の郡家から各地への方位・里程の内、服部旦氏は「千酌驛浜」や「毛志山」、「女岳山」などからの方位、里程を逆にたどって到達したことによる。しかし、奈良時代の古道が一体どういうルートであったのかということは、非常に困難な作業であるし、ルートや歩幅の微妙な差異が長い距離では大きく影響してくる。又、郡家施設のどこを起点としていたのかも分からないことや、例えば山であれば登山道の入口がどこにあったのかは現在確定していく作業が非常にむずかしいのではないか。各地への里程、方位も全てのものについて検証されたわけではないので、こうした諸問題も含めて風土記研究は関連遺跡の調査と平行してさらに検討を重ねていく必要があり、現段階では「島根郡家」跡と短絡的に結び付けて考えることは時期尚早ではないかと思う。

芝原遺跡北側の水田地については、昭和60年度において試掘調査を実施した結果、約10,000㎡の範囲において多数の柱穴が発見されており、本遺跡の範囲がさらに北側へ延びていることが知られ、ほ場整備が予定されている北側水田地の発掘調査が必要である。

注1　松江市教育委員会「松江北東部遺跡分布調査報告書」昭和60年3月

注2　松江市教育委員会「松江市の埋蔵文化財」1980年3月

注3　後藤蔵四郎「出雲国風土記考證」

注4　野津左馬之助「島根県史」第五編　国司政治時代の頃

注5　朝山晧「出雲国風土記における地理上の諸問題」（出雲大社編『出雲国風土記の研究』昭和28年所収）

注6　加藤義成「出雲国風土記参究」原書房　昭和37年11月

注7　内田律雄「手染郷からみた嶋根郡家とその位置について」（島根県立八雲立つ風土記の丘『八雲立つ風土記の丘』№24　昭和52年5月所収）

注8　山本清「川津郷土誌」第二編歴史　第二章古代　第三節奈良・平安時代　二出雲国と島根郡の項

注9　服部旦『出雲国風土記』島根郡家の比定－千酌駅家湊・千酌駅家の比定と通道の〝復元〟を通して－（「山陰史談」21号　昭和60年3月所収）

注10　山本清「山陰の須恵器」『島根大学開学10周年記念論集』昭和35年所収

注11　柳浦俊一「歴史時代須恵器編年試論」『松江考古』第3号　昭和55年

注12　広瀬和雄「古墳時代の集落類型－西日本を中心として」（「考古学研究」第25巻第1号所収）

注13　小笠原好彦「畿内および周辺地域における堀立柱建物集落の展開」（「考古学研究」第25巻第4号所収

小笠原好彦「古代寺院に先行する堀立柱建物集落」（「考古学研究」第28巻第3号」所収）

注14　原口正三「古代・中世の集落」（「考古学研究」第23巻第4号所収）

注15　松江市教育委員会「出雲国庁跡発掘調査概報」

注16　島根県教育委員会「団原遺跡発掘調査概報Ⅰ－山代郷正倉跡－」1978

島根県教育委員会「団原遺跡発掘調査概報Ⅱ－山代郷正倉推定地－」昭和55年3月

島根県教育委員会「史跡出雲国山代郷正倉跡」昭和56年3月

注17　出雲市「出雲区天神遺跡」昭和47年3月

出雲考古学研究会「古代の出雲を考えるⅠ　天神遺跡の諸問題－'78年発掘調査報告－」1979年8月

注18　島根県教育委員会「風土記の丘地内遺跡発掘調査報告書Ⅲ　小無田遺跡」1984

注19　島根県教育委員会「団原遺跡発掘調査概報Ⅲ」昭和56年3月

島根県教育委員会「風土記の丘地内遺跡発掘調査報告Ⅰ」昭和57年3月

注20　松江市教育委員会「出雲国造館跡発掘調査報告」1980

注21　島根県教育委員会「中国縦貫自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書」昭和55年3月

注22　三宅博士「最近の発掘調査から堀立柱建築遺構検出の意義を探る」（「八雲立つ風土記の丘№36」島根県立八雲立つ風土記の丘資料館

注23　島根県教育委員会「風土記の丘地内遺跡発掘調査報告Ⅱ」昭和58年3月

松江市土地開発公社、松江市教育委員会「黒田館跡」1984年3月

注24　島根県教育委員会「国道9号線バイパス建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書」Ⅳ 1983

注25　足立克己「高広遺跡の堀立柱建物跡群」（「季刊文化財53号」島根県文化財愛護協会」

注26　松江市教育委員会「薦沢A遺跡他発掘調査概報」1984年3月

注27　山中敏史・佐藤興治「古代の役所」岩波書店　1985年6月

倉「道度」と横書頭書。抄・万は行頭に横書、解・板「通度」と横書頭書。五七抄・解・板による。五九抄・万「三十」。六〇倉同じ。諸本「川」。六一抄・万「二十」。六二底・諸本「家衙」。万は「字街乎」と傍書。解は框で囲み、「字街の誤」と註。板も頭註。従う。六三底・倉「辺」。諸本。六四・六五底・倉「柱」。諸本。六六万「北道」。六七底・倉「曰」。六八三字、倉・万同じ。抄「六十」。解・板「八

自二國東堺一去レ西廿里一百八十歩至二野城橋一。長卅丈七尺、廣二丈六尺。飯柴河。又西廿一里、至二國聰意宇郡家北十字街一。即分爲二二道一。一正西道、一枉北道。

枉北道、去レ北四里二百六十六歩、至二郡北堺朝酌渡一。渡八十歩、渡船一。又北一十一里一百卅歩、至嶋根郡家一。自二郡家一去レ北一十七里一百八十歩、至隱岐渡千酌驛家濱一。船。又自二郡家一西一十五里八十歩、至二郡西堺佐太橋一。長三丈、廣一丈。佐太川。又西八里二百歩、至二秋鹿郡家一。又自二郡家一西一十五里一百歩、至二郡西堺一。又西八里二百六十四歩、至楯縫郡家一。又自二郡家一西七里一百六十歩、至二郡西堺一。又西一十里二百廿歩、出雲郡家東邊、即入二正西道一也。

惣枉北道程九十九里一百一十歩之中、隱岐道一十七里一百八十歩。

正西道、自二十字街一西一十二里、至二野代橋一。長六丈、廣一丈五尺。又西七里、至二玉作街一。即分爲二二道一。一正西道、一正南道。

正南道、一十四里二百一十歩、至二郡南西堺一。又南廿三里八十五歩、至二大原郡家一。即分爲二二道一。一南西道、一東南道。

南西道、五十七歩至二斐伊河一。渡廿五歩、渡船一。又南西廿九里一百八十歩、至二飯石郡家一。又自二郡家一南八十里、至二國南西堺一。通二備後國三次郡一。惣去レ國程一百六十六里二百五十七歩也。

東南道、自二郡家一去廿三里一百八十二歩、至二郡東南堺一。仁多郡比比理村一。又東南一十六里二百卅六歩、至二仁多郡家一、分爲二二道一。一正東道、一正南道。正東道、卅五里一百五十歩、至二伯耆國堺阿志毗縁山一。正南道、卅八里一百卅一歩、至二備後國堺遊託山一。

正西道、自二玉作街一西九里、至二來待橋一。長八丈、廣一丈三尺。又西一十四里卅歩、至二郡西堺佐雜埼一。又西一十三里六十一四歩至二出雲郡家一。又自二郡家一西二里六十歩、至二郡西堺出雲河一。渡九十歩、渡三十一。又西七里廿五歩、至二神門郡家一。即有レ河。渡廿五歩、渡船一。自二郡家一西卅三里、至二國西堺一。通二石見國安濃郡一。惣去レ國程一百六里二百卅四歩。

自二東堺一去レ西九里一百八十歩、至二野城驛一。又西廿一里至二黑田驛一。即分爲二二道一。一正西道、一

諸本による。四二底・倉「社」。諸本による。四三底・倉「谷」。諸本による。四四底・倉「如此」。「此」の誤認であろう。諸本による。四五「柴胡」の下、抄・万・板「苦辛」。解は「苦辛」を框で囲み、「无本是」と注す。四六底・倉同じ。諸本「藥」。四七・四八底・倉「銅」。諸本による。四九諸本なし。他郡例により補う。秋本氏説による。五〇万なし。五一底・倉「阜」。諸本による。五二万・解・板「川」。五三底・倉・板「東」。解「東」に框。地理により抄・万と記載例に従う。五四底・倉「尤」。五五底・倉「心々」。諸本による。五六底・倉・万「南」の下に「海」あり。解・板「海」を框で囲み衍とす。五七抄この一行なし。五八底・倉「丈」。抄「大」。万・解・板による。五九抄「一百」なし。六〇万なし。六一底・倉同じ。抄・万・解・板「于」。「河」。六二抄「河」。六三解・板「入」の下「于」あり。六四底・諸本同じ。抄は「西」。北東からの迂回路であるから「正北」とあるべできある。多久川の源は西北への迂回路。六五底・倉「北」以下二十字なし。諸本による。六六抄「海也」。六七「大」。六八底・倉「並少々无魚波也」。抄「並少々無魚川也」。万「並少少無魚川也」。解・板による。六九底・諸本同じ。解・板頭書とす。七〇底・倉・万なし。抄・解・板による。七一底・倉・万同じ。巻末駅路の計合う。抄「二十七里」。解「一十里」。七二底・倉なし。諸本による。七三底・倉「漣」。諸本による。上文及び巻末道度は「浜」。七四底・倉・万「一」。抄・解・板「九」。巻末道度による。七五底・諸本同じ。田中氏は他例により「无」とす。七六底・倉「二」。諸本による。七七底・諸本「拯」。解・板による。七八万「右」。七九底・倉「若」。諸本による。八〇底・倉「桑」とし「業歟」と注す。底・倉の神門・飯石・大原等の署名により推定し改める。八一群「部」。

大埼川邊社　朝酌社
朝酌下社　努那彌社
椋見社以上冊五所並不在神祇官
布自枳美高山、郡家正南七里二百一十歩。高二百七十丈、周一十里。有樋。
女岳山、郡家正南二百卅歩。
蹈野、郡家西南三里一百歩。无樹木。
毛志山、郡家正北一里。
大倉山、郡家東北九里一百八十歩。
糸江山、郡家東北廿六里卅歩。
小倉山、郡家西北廿四里一百六十歩。
凡諸山野所在草木、白朮、麥門冬、藍漆、五味子、苦參、獨活、葛根、署預、卑解、狼毒、杜仲、芍藥、柴胡、百部根、石斛、高本、藤、李、赤桐、白桐、海柘榴、楠、楊梅、松、栢、禽獸則有鵠字或作鵠集、山鷄、鳩、雉、猪、鹿、猿、飛鼯。
水草河、源二。一水源出郡家西北六里一百六十歩同毛志山。二水合南流入宍海。有鮒。
長見川、源出郡家東北九里一百八十歩大倉山、東流。
大鳥川、源出郡家東北一十二里一百一十歩墓野山南流、二水合東流入宍海。
野浪川、源出郡家東北廿六里卅歩糸江山、西流入大海。
加賀川、源出郡家正北廿四里一百六十歩小倉山、北流入大海。以上六川並無魚。
多久川、源出郡家西北廿四里小倉山、西流入秋鹿郡佐太水海。
通道。通意宇郡堺朝酌渡二十一里二百卅歩之中、海八十歩。
通秋鹿郡堺佐太橋二十五里八十歩。
通隱岐渡千酌驛家湊二十七里一百八十歩。

郡司主帳　無位　出雲臣
大領　外正六位下　社部臣
少領外従六位上　社部石臣
主政従六位下勳十二等蝮朝臣

一底・倉「郡西」。諸本による。二底・倉四字なし。諸本による。三抄「加」。四解・板「比比」。五抄「所」。六抄・万「駅家」。七底・諸本「九」。五抄・万「駅家」。島根郡末、及巻末道度、駅路の計により改む。「九」は「七」の誤認か。八諸本「佐」。九底・倉、二字「奈松」。字形により諸本に従う。一〇底・倉・解「生」。諸本による。一一抄・万「然者」。一二底・倉・解「郷」。抄・万・板による。一三以下底・倉・徳・碕等なし。抄・万・解板による。一四解・板「同社」。抄・万による。一五解・板「志別」。抄・万による。一六諸本なし。記載例により補う。一七抄・万・解・板等ここに「大椅社」以下六社があるが、脱落・補訂の経過と、倉本貼紙により最後の注の前に移す田中氏、小野田氏に従う。一八倉本貼紙「簡」。抄「簡」。万「開」。板による。下文「質留比浦」がある。一九諸本「須」。解・板による。下文「稲積嶋」がある。二〇諸本「夜」。板による。二一抄・万「衙」。解・板による。二二抄・万・解・板、この社を最終とし、次に注記がある。二三底・倉・抄・解・板同じ。万「崎」。現地名「大芦」と音相通により後藤氏「椅」とす。二四同右。二五底・倉この社なし。抄・解・板「朝酌上社」。万による。二六底・倉・抄・万同じ。解・板「同下社」。二七底・倉同じ。諸本「卅」。実数は三十五社であるが、巻首不在神祇官数は四十五社としないと合わないので、社名の脱落かと思われる。二八万「里」を「十」とす。二九底・倉・解に以下四字なし。抄・万・板による。三〇底・倉「降」。抄・万は割注なし。解は異本により、補注し、板従う。三一底「蟲」。倉「蝨」。抄・万「蝨」。解板「虱」。三二底・倉同じ。諸本「無」。三三倉・抄・万・解・板等「正」を脱し。「北一里」とす。底は他の記載例及び地理に合う。三四底・倉・抄・万なし。益・解・板による。三五底・倉「正東」。抄・万・解・板「正西」。地理及び多久川の条により改める。三六底・倉・抄・万なし。解・板による。三七底・倉・解・板同じ。抄・万なし。三八底・倉・抄・解「暑預」。字形により改む。万・板「薯蕷」。三九底・倉「早解」。抄・解・板「卑解」。万「萆薢」。四〇底・倉「一別」。

法吉郷、郡家正西一十四里二百卅歩。神魂命御子宇武賀比賣命、法吉鳥化而飛度、静坐此處。故云二法吉一。

餘戸里、千酌駅、郡家東北一十七里一百八十歩。伊美奈枳命御子都久豆美命、此處坐。然則可レ謂二都久豆美一、而今人猶千酌號耳。

久良彌社	多氣社	長見社	生馬社
布自伎彌社	同波夜都武志社	横田社	大井社
川上社	久良彌社	爾佐社	三保社
門江社	布自伎彌社	法吉社	蜷蟹社
加賀社	多氣社	美保社（以上一十四所、並在神祇官）	質留比社
爾佐加志能爲社	同波夜都武志社	阿羅波比社	玉結社
生馬社	長見社	多久社	蟲野社
大井社	横田社	同蜷蟹社	加佐奈子社
三保社	爾佐社	方結社	須義社
蜷蟹社	法吉社	川原社	伊奈阿氣社
質留比社	美保社（以上一十四所、並在神祇官）	持田社	比津社
玉結社	阿羅波比社	比加夜社	同玖夜社
蟲野社	多久社	伊奈頭美社	田原社
加佐奈子社	同蜷蟹社	御津社	布奈保社
須義社	方結社	玖夜社	一夜社
伊奈阿氣社	川原社	田原社	加都麻社
比津社	持田社	布奈保社	大埼社
同玖夜社	比加夜社	一夜社	須衛都久社
田原社	伊奈頭美社	加都麻社	小井社
布奈保社	御津社	大埼社	加茂志社
一夜社	玖夜社	須衛都久社	生馬社
加都麻社	田原社	小井社	加茂志社
大埼社	布奈保社	生馬社	加佐奈子社

加藤義成「出雲国風土記参究」より

三底・倉・抄・万なし。解・板「五」。里数計の注記により補正。三底・諸本みな「朝酌郷」を「山口郷」の次にす。本文記載順と地理順により改める。三四底「平」。諸本による。三五底・倉同じ。抄・万・板「加」。三六底・諸本「郡」。解「郡」を框で、囲み「者ノ例」と注す。板・各郡記載例による。三七底・倉「謚」。諸本による。三八底・諸本同じ。抄・万「順」。三九底・諸本同じ。抄・万「故」の下にあり。四〇底・諸本同じ。解・板による。四一底・諸本同じ。解・板「八」。四二底「吾」。諸本による。四三底・諸本同じ。解「緒」を框で囲み「組カ結カ」と注す。板「組」。四四底・倉「熊素」。諸本「能烏」。底・倉の字形による。四五底・諸本同じ。抄・万なし。四六抄・万なし。四七抄・万なし。四八抄「順」。四九二字、底・倉「詔」。諸本による。五〇底・倉なし。解・板「在」。抄・万による。五一底・倉なし。諸本による。五二底・諸本同じ。抄なし。五三解「子」を衍とす。板「子」以下七字なし。五四抄「辰巳」。五五底・諸本「宜置」。解・板「置」を框で囲み衍とするに従う。五六抄なし。五七万「須」。五八底・倉なし。諸本による。五九底・倉「素」一字。諸本「能烏」。山口郷の条による。六〇抄なし。六一底・倉「池」。諸本による。六二抄・万生馬郷を先にす。もと加賀郷の下に生馬郷の記事を続けていたので、加賀を「生馬」とし、次に他本で加賀郷を補ったためと思われる。地理順により解・板に従う。六三底・倉同じ。諸本「北西」。六四底・倉「廿」以下生馬郷の「西北」までなし。抄・解・板による。六五以下十五字万なし。六六抄・解・板「坐」。字形と加賀神埼の条による。六七抄・万「地」。字形と加賀神埼の条による。倉本補筆「地比」。解・板「比比」。六八栗田氏「内田氏ノ考ニツキテ私ニ補フ」として「御子佐太大神」を補う。六九倉本補筆「弓」。七〇諸本注なし。郡の総叙と記載例により補う。七一底・倉・抄同じ。万・解・板「鋒」。七二抄なし。

嶋根郡

合郷、捌里廿四三　餘戸、壹　驛家、壹

朝酌郷　今依レ前用

山口郷　今依レ前用

手染郷　今依レ前用

美保郷　今依レ前用

方結郷　今依レ前用

加賀郷　本字加々

生馬郷　今依レ前用

法吉郷　今依レ前用

餘戸里

千酌驛家

所三以號二嶋根一者國引坐八束水臣津野命之詔而負二給名一。故云二嶋根一。

朝酌郷、郡家正南一十里六十四歩。熊野大神命詔、朝御饗勘養、夕御饗勘養、五贄緒之處定給。故云二朝酌一。

山口郷、郡家正南四里二百九十八歩。須佐能袁命御子都留支日子命詔、吾敷坐山口處在。詔而、故山口負給。

手染郷、郡家正東一十里二百六十四歩。所造天下大神命詔、此國者丁寧所レ造國在。詔而、故丁寧負給。而今人猶誤謂二手染郷一之耳。即有二正倉一。

美保郷、郡家正東廿七里一百六十四歩。所造天下大神命娶二高志國坐神意支都久辰爲命子俾都久辰爲命子奴奈宜波比賣命一而令レ產神御穗須々美命是神坐矣。故云二美保一。

方結郷、郡家正東廿里八十歩。須佐能袁命御子國忍別命詔、吾敷坐地者國形宜者。故云二方結一。

加賀郷、郡家西北廿四里一百六十歩。佐太大神所レ生也。御祖神魂命御子支佐加比賣命、闇岩屋哉。詔、金弓以射給時、光加加明也。故云二加加一。字加賀一

生馬郷、郡家西北一十六里二百九歩。神魂命御子八尋鉾長依日子命詔、吾御子平明不レ憤。詔。故云二生馬一。

重機による表土掘削作業中

調査地近景 ― 北をみる ―

奈良国立文化財研究所　山中敏史先生視察状況

SA01　東群の建物　SB02

東群　ＳＢ０２　北からみる

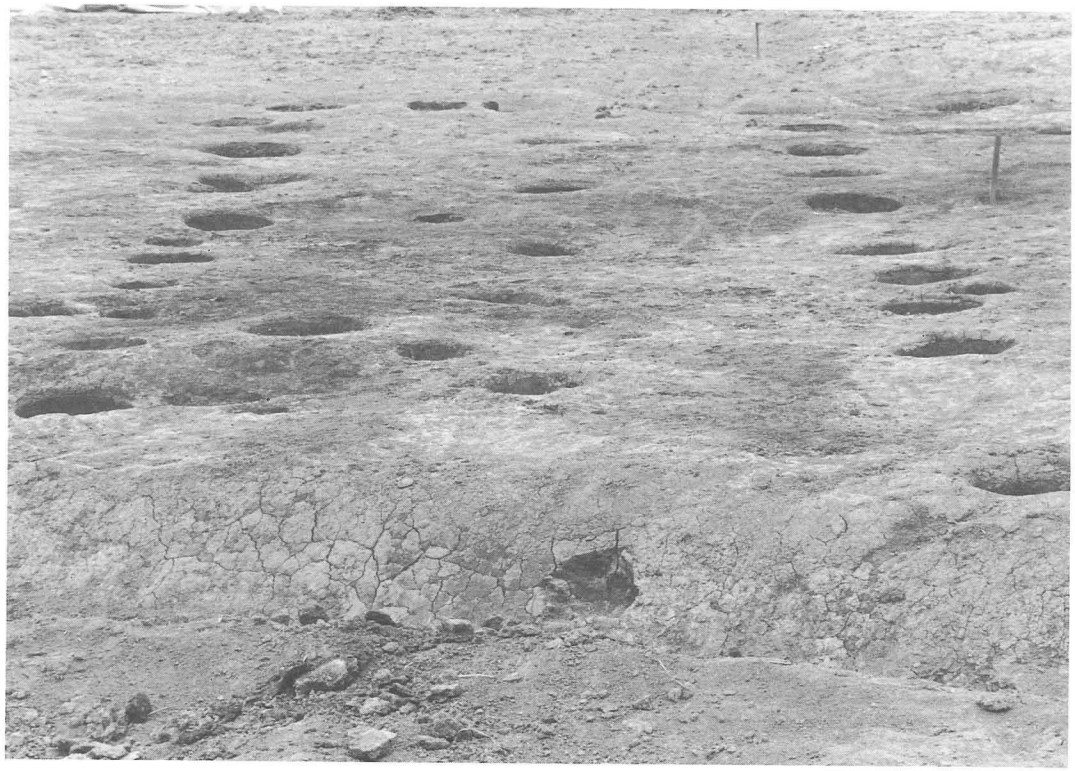

東群　ＳＢ０３　東からみる

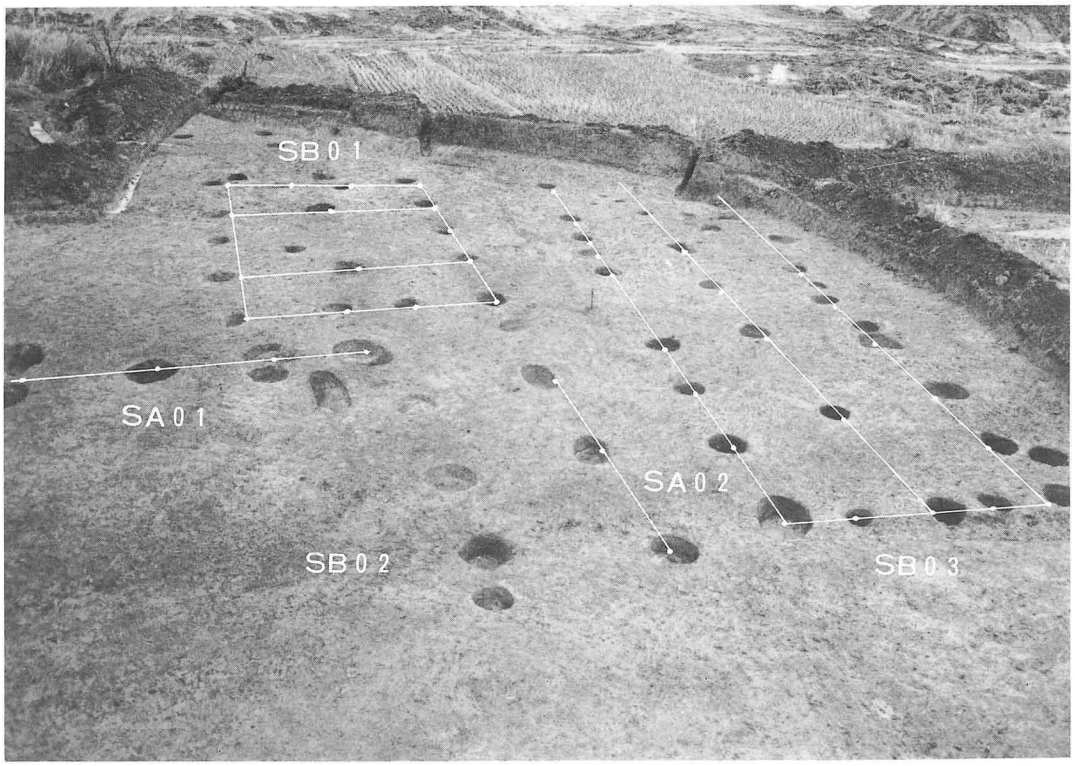

東群の建物遺構

東群の建物遺構

西群の建物遺構 ― 南からみる ― 手前ＳＢ０７

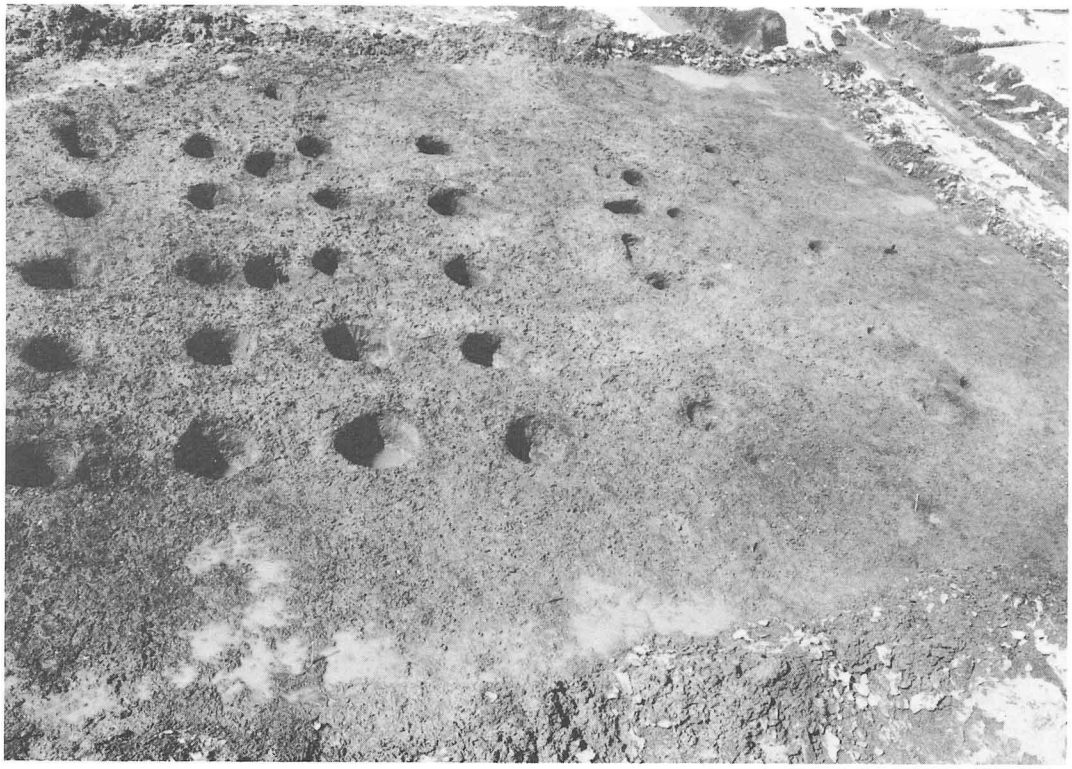

ＳＢ０４ ― 東からみる ―

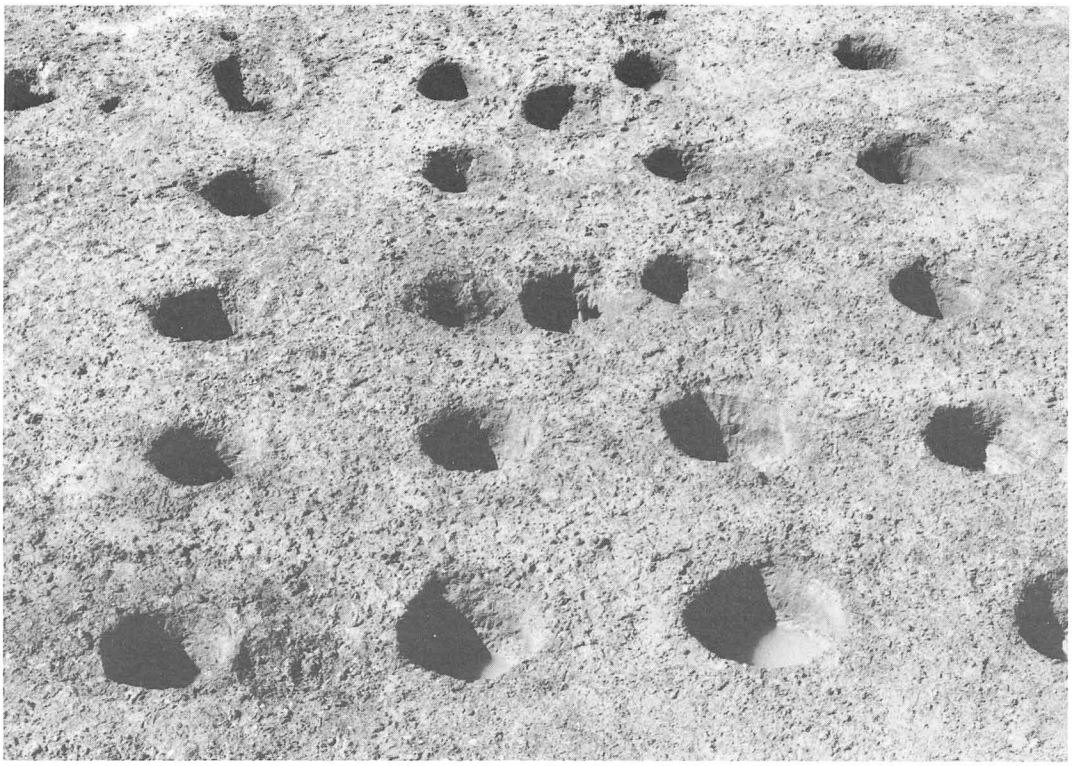

ＳＢ０４

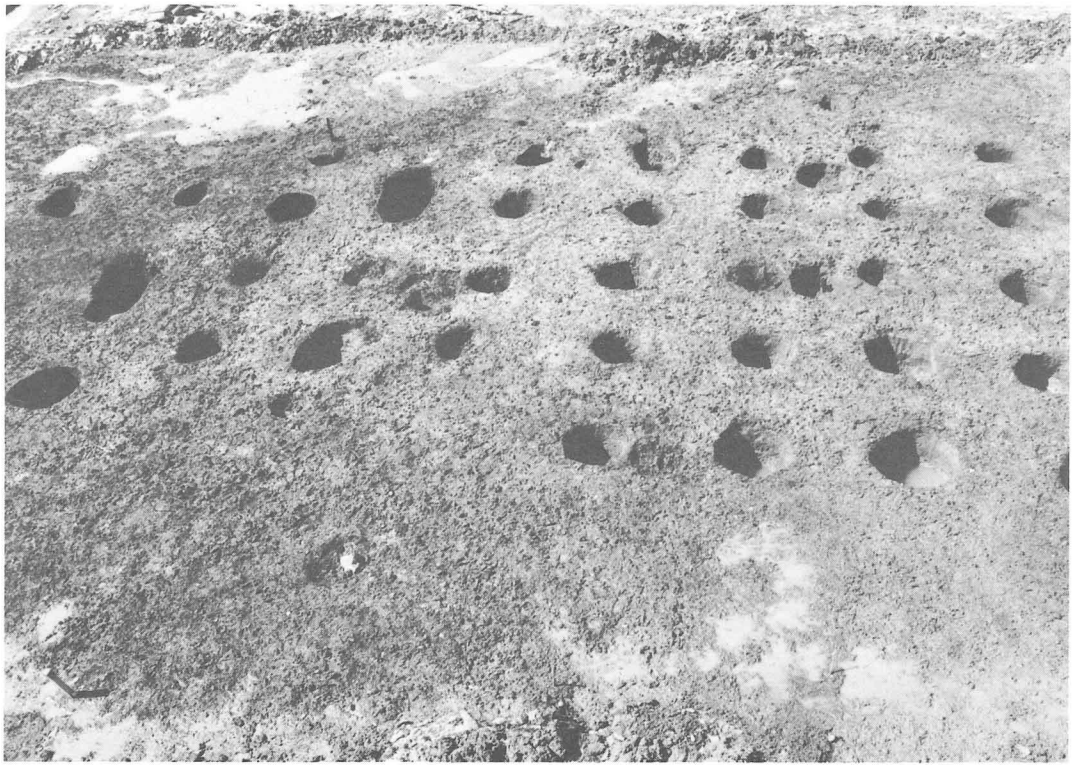

ＳＢ０５　　―東からみる―　　ＳＢ０４

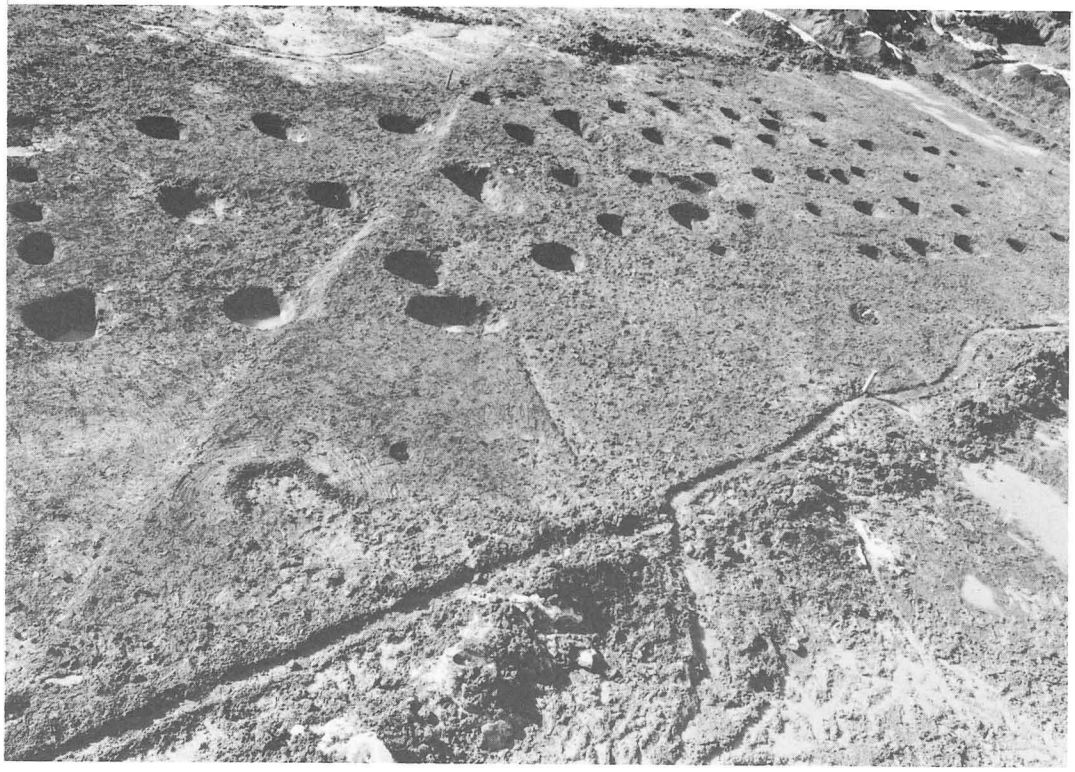

SB06北部　　SB05　　SB04

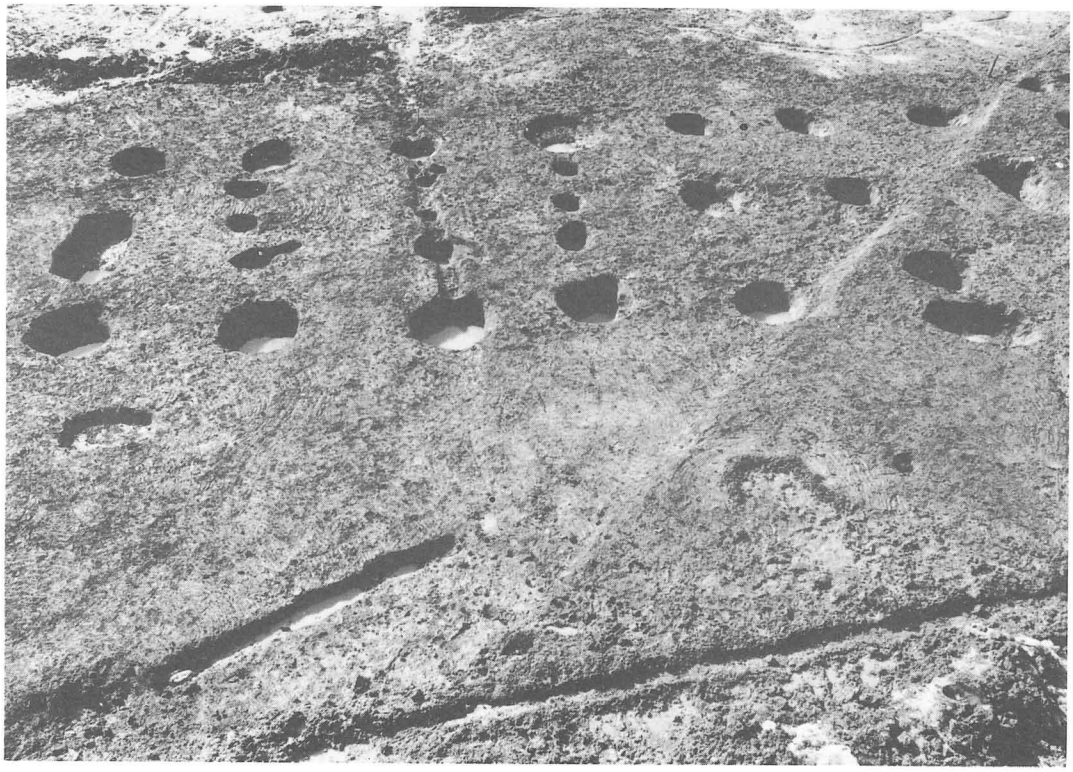

SB06

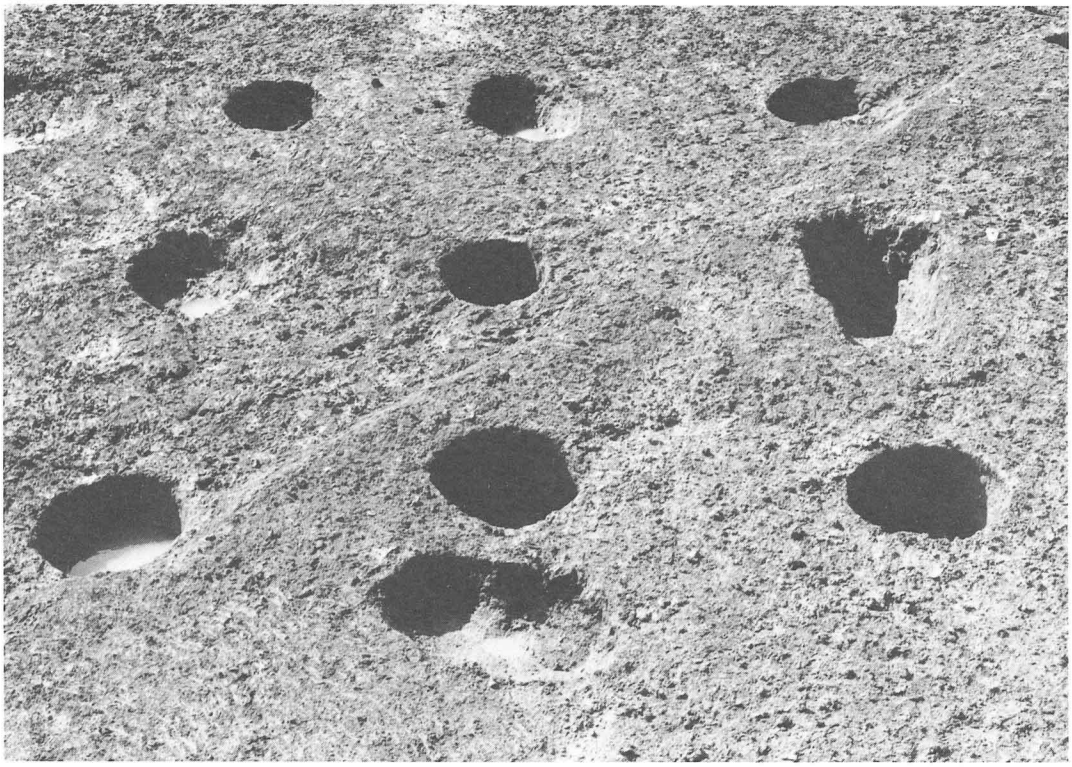

ＳＢ０６　北部

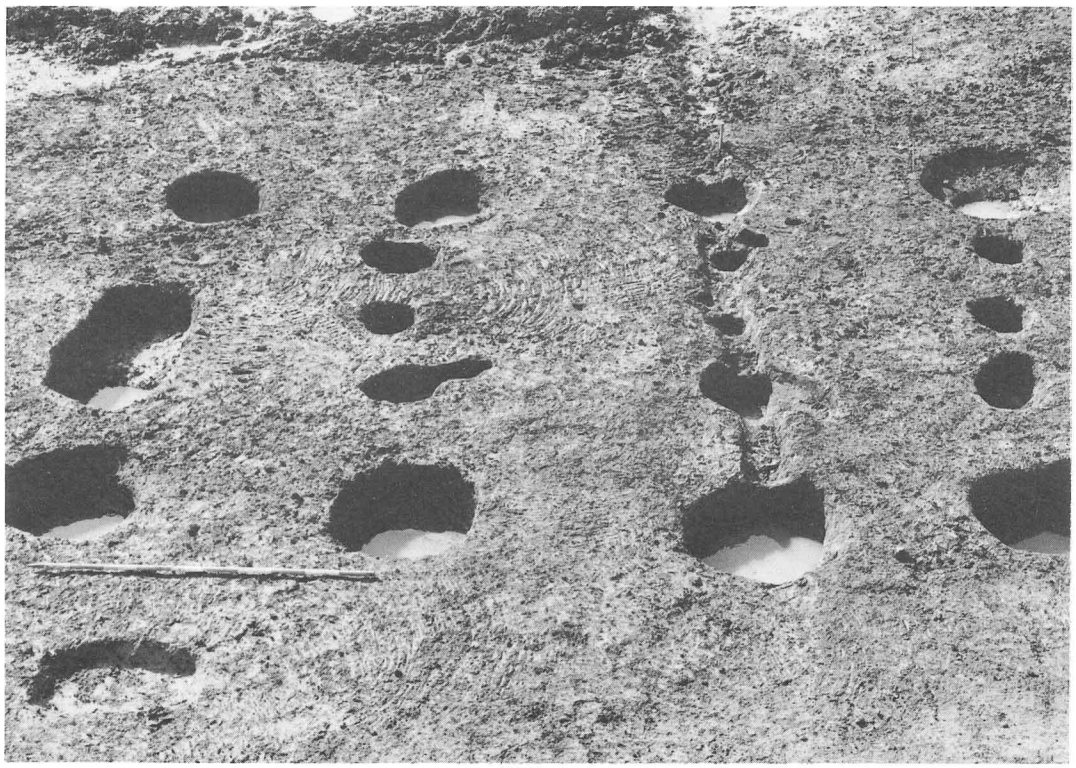

ＳＢ０６　南部

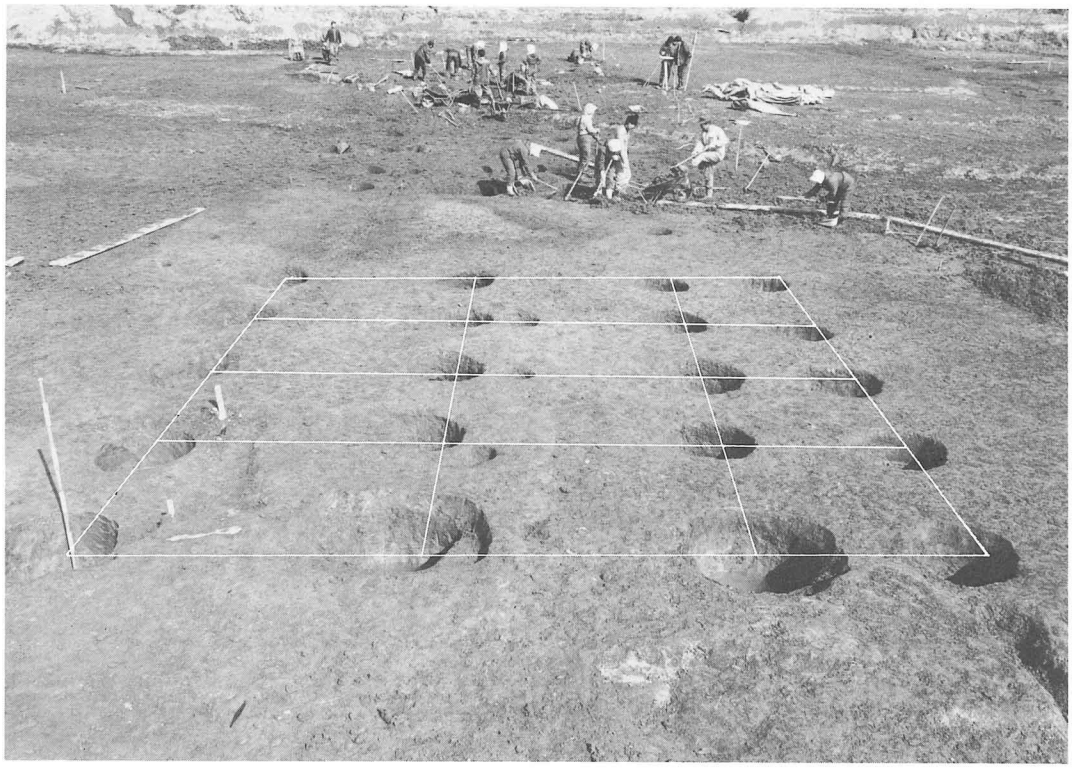

ＳＢ０７ ― 南からみる ―

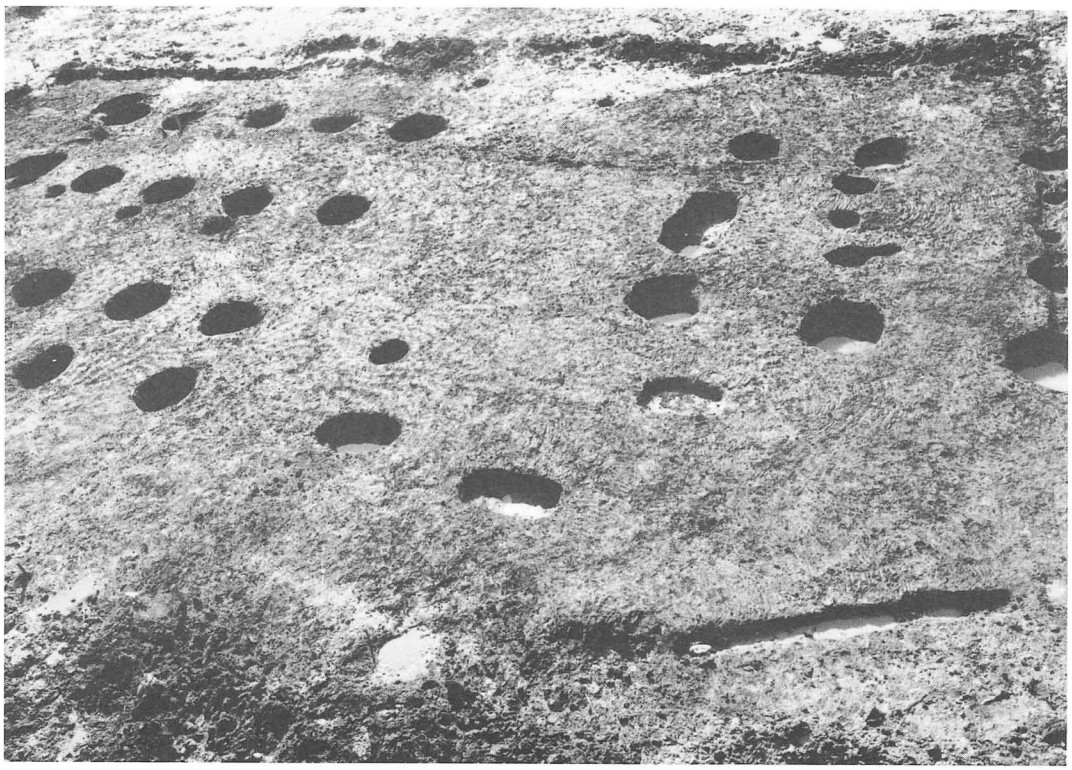

ＳＢ０７　　ＳＢ０６

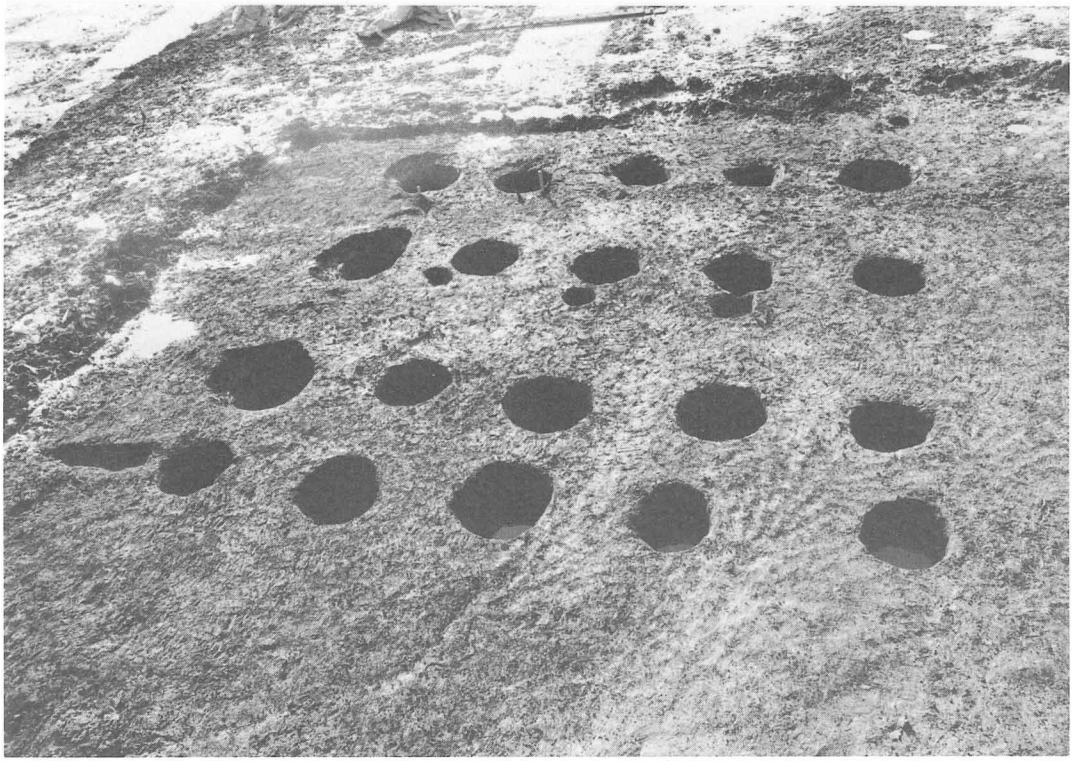

ＳＢ０８ ― 東からみる ―

ＳＤ０１ ― Ｈ２区より南をみる ―

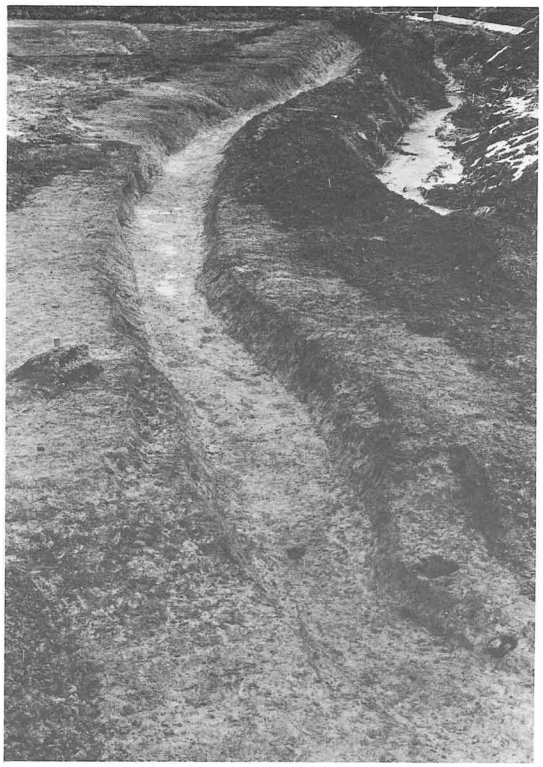

ＳＤ０１　北方ＪＩ～Ｈ６をみる

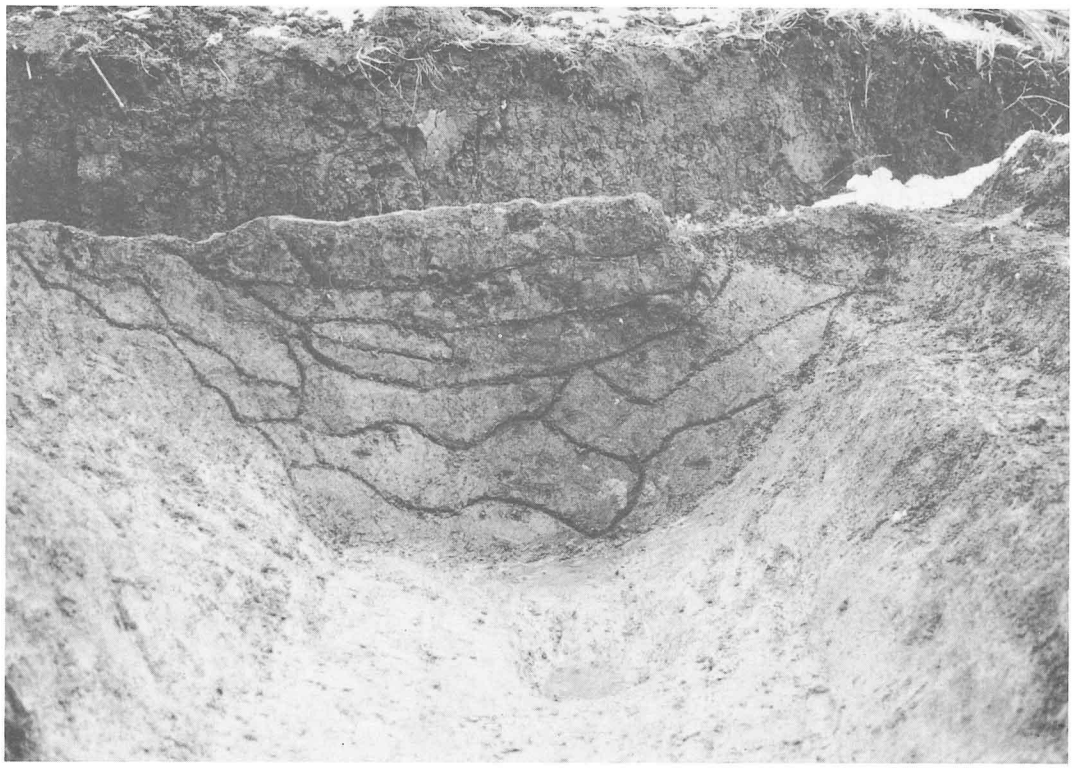

ＳＤ０１　断　面

ＳＤ０１　Ｈ４区溝底　土器出土状態

ＳＫ０２　土師質土器の出土状態

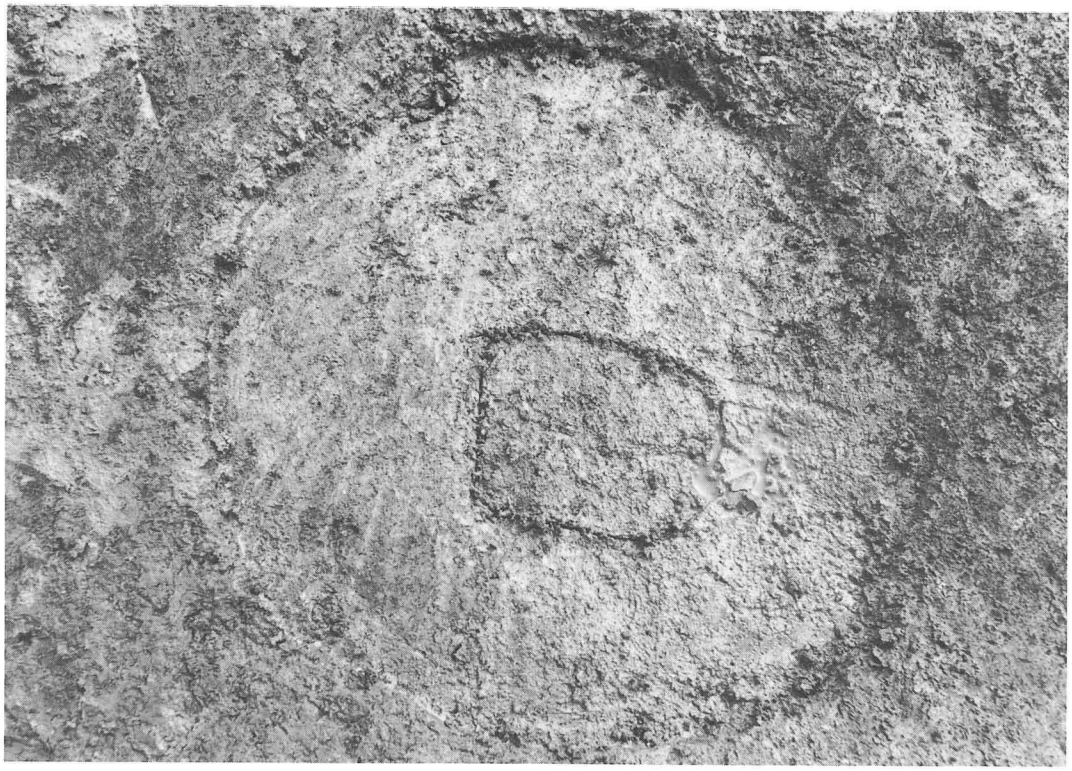

堀形と柱痕跡

堀形と柱痕跡

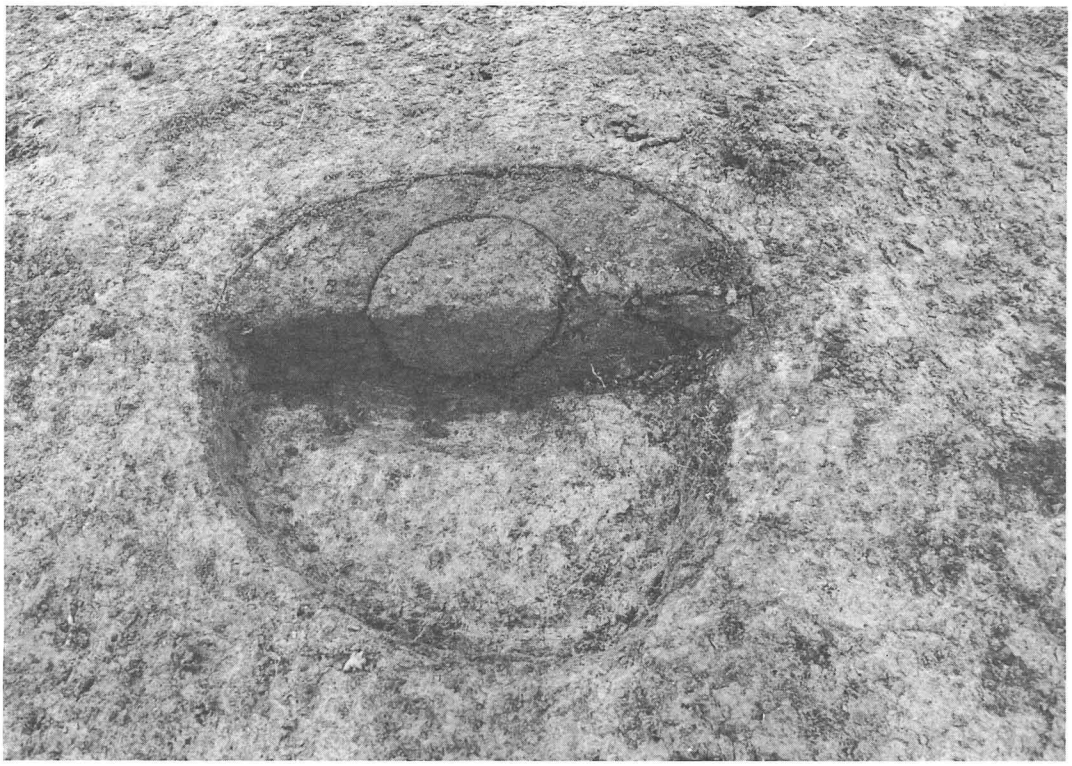

堀形と柱痕跡

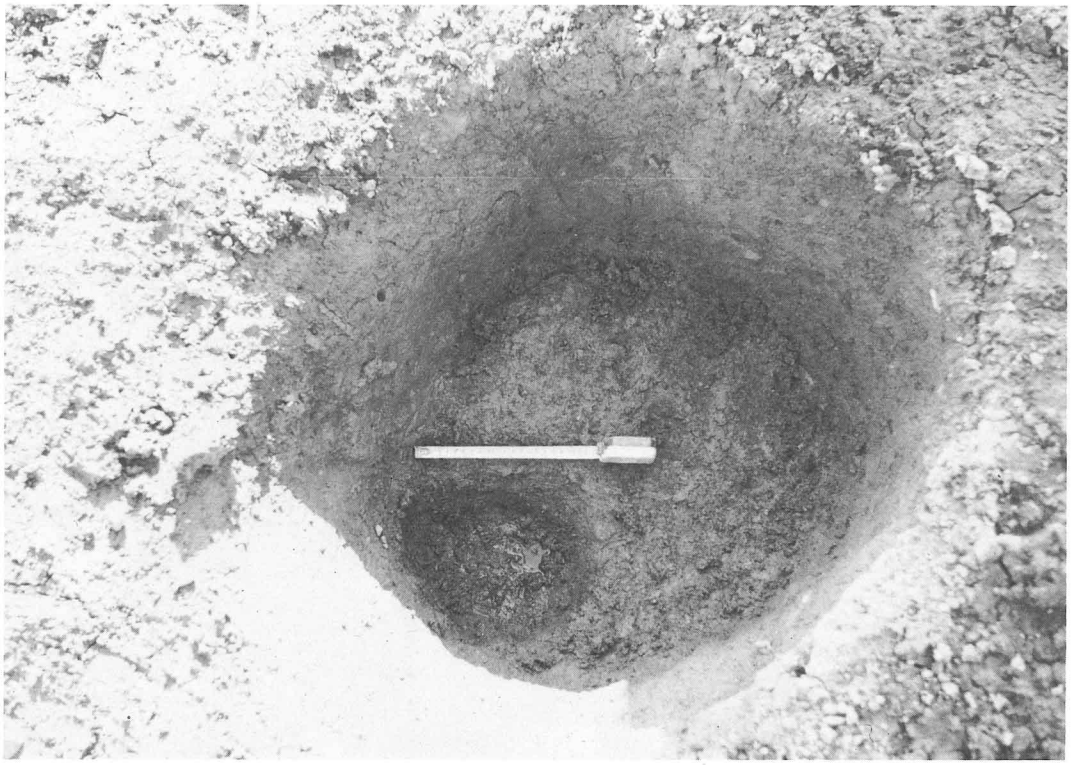

堀　り　形

ＳＤ０１　上層～中層出土遺物（実測図番号と同じ）

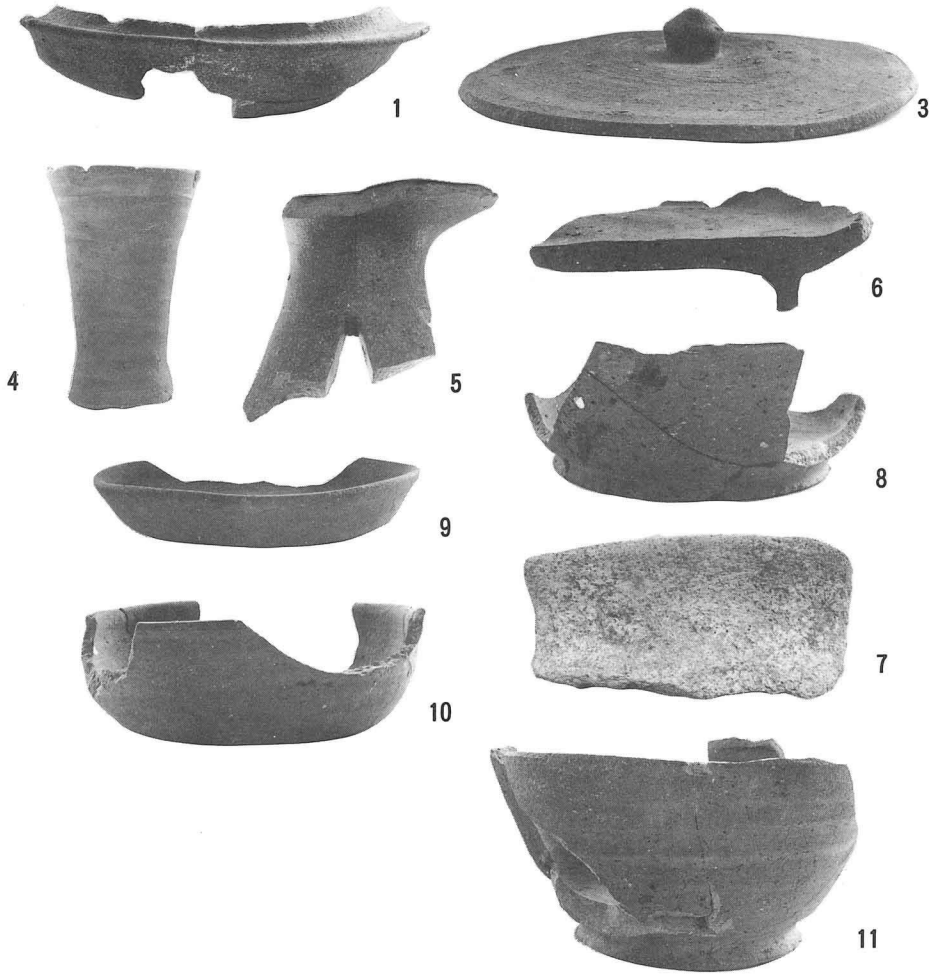

ＳＤ０１　溝底出土遺物（実測図番号と同じ）

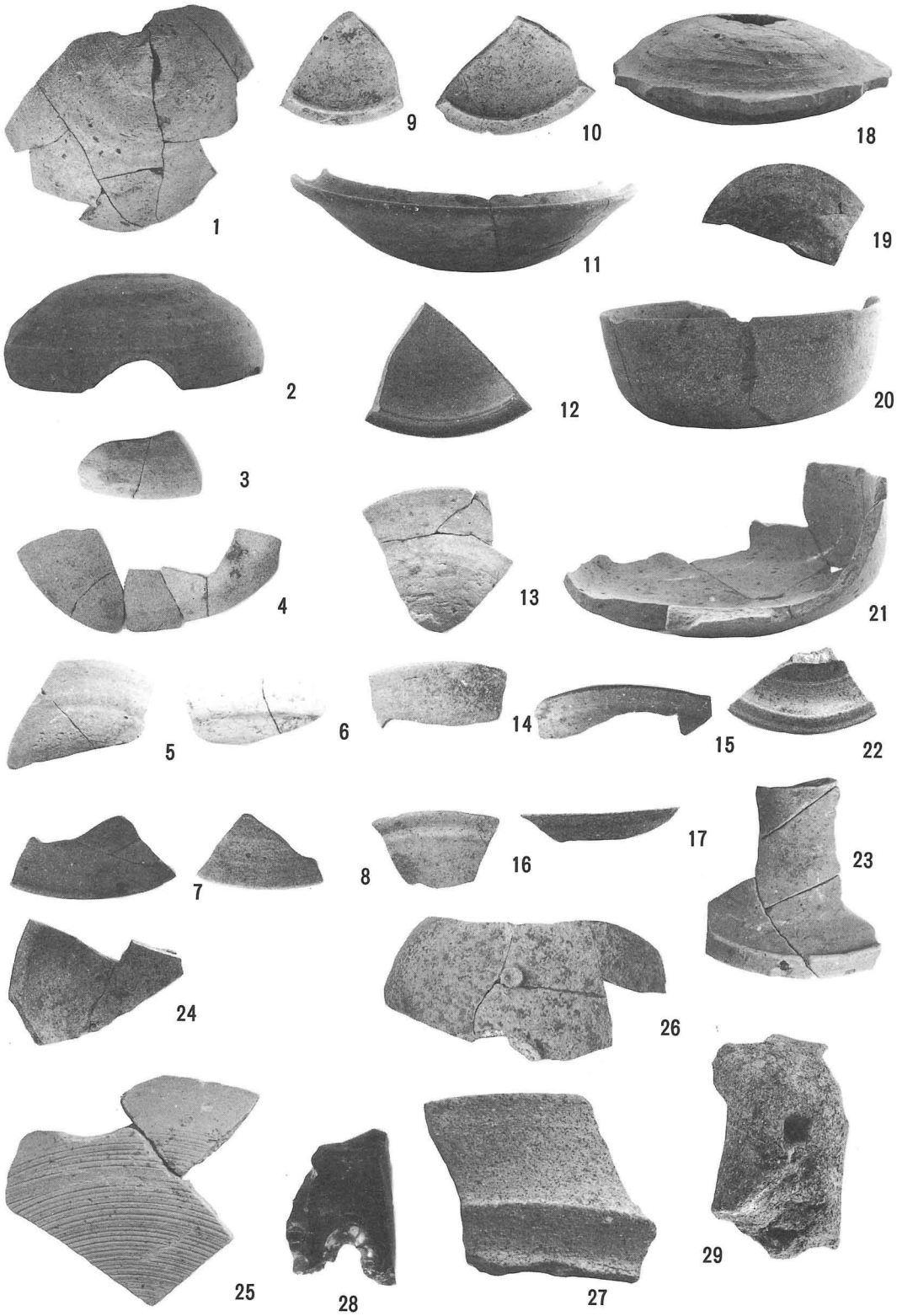

ＳＤ０２　出土遺物（実測図番号と同じ）

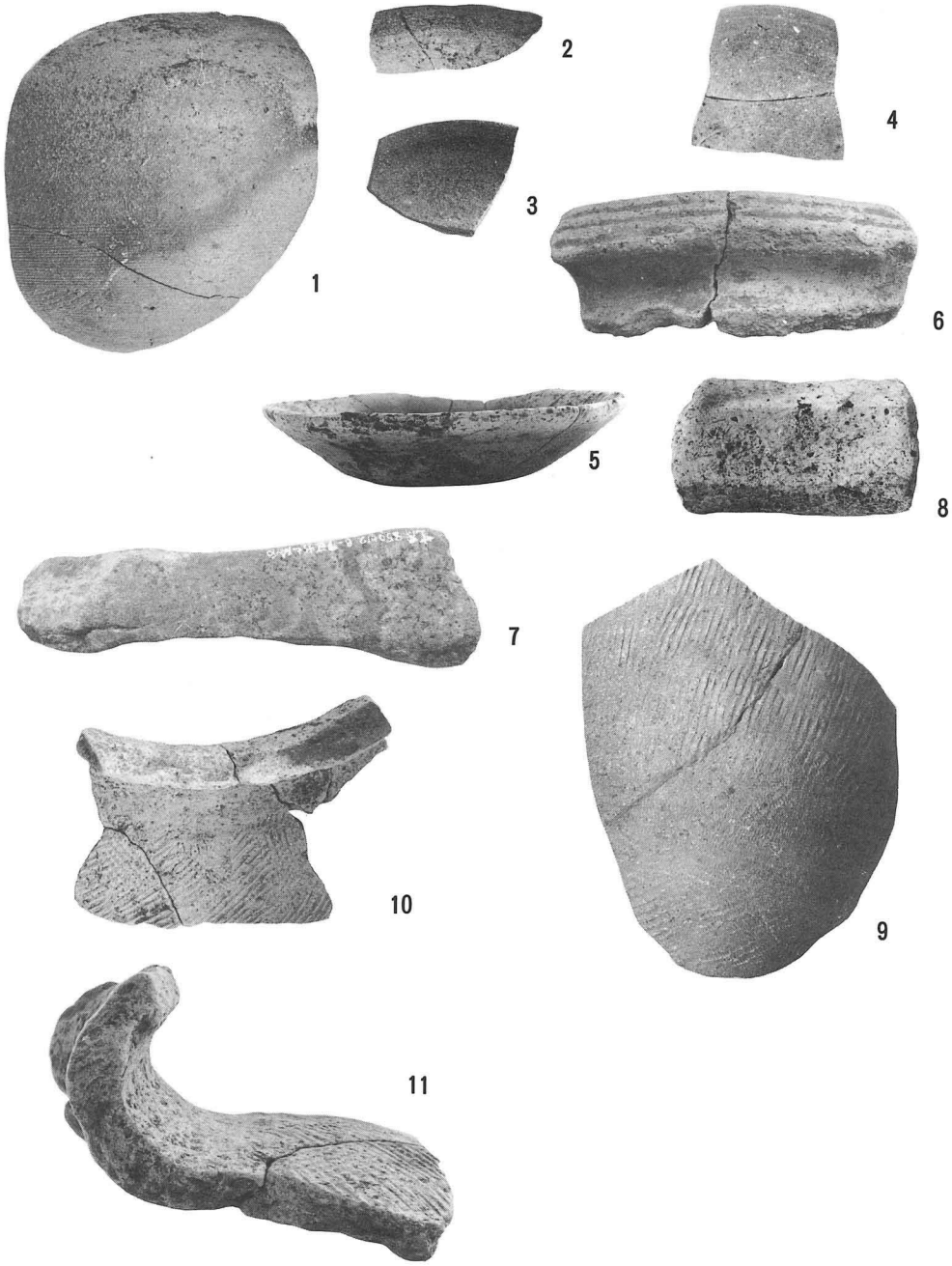

建物群周辺遺物（実測図番号と同じ）

芝　原　遺　跡

昭和61年3月発行

発　行　松江市教育委員会

印　刷　有限会社 谷口印刷

松江市母衣町89

文化財愛護シンボルマークとは……

このマークは昭和41年5月26日に文化財保護委員会（現文化庁）が全国に公募し、決定した文化財愛護の運動を推進するためのシンボルマークです。

その意味するところは、左右にひろげた両手の掌が、日本建築の重要な要素である斗栱（ときょう）、すなわち斗（ます）と栱（ひじき）の組み合わせによって全体で軒を支える腕木の役をなす組物のイメージを表わし、これを三つ重ねることにより、文化財というみんなの遺産を過去・現在・未来にわたり永遠に伝承していこうというものです。

文化財愛護
シンボルマーク

調査区全体図